

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成23年3月2日(水曜日)

議事日程 第1号

平成23年3月2日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 請願陳情文書表
- 日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告(委員会研修視察報告)について
- 日程第6 報告第1号 みなかみ町立水上中学校改築工事請負変更契約締結の専決処分報告について
- 日程第7 議案第4号 みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第5号 町道路線の廃止について
- 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第7号 みなかみ町水上こども園建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第8号 みなかみ町教育基金条例について
- 日程第11 議案第9号 みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例について
- 日程第12 議案第10号 みなかみ町地場産業振興基金条例について
- 日程第13 議案第11号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例について
- 議案第12号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第18	議案第18号	みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第19号	みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第20号	みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第21号	みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例について
	議案第22号	みなかみ町観光会館条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第23号	みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第24号	みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について
	議案第25号	みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
	議案第26号	みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第27号	みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第28号	平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について
	議案第29号	平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
	議案第30号	平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
	議案第31号	平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
	議案第32号	平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について
	議案第33号	平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
	議案第34号	平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について
	議案第35号	平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
	議案第36号	平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)について
	議案第37号	平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第24	議案第38号	平成23年度みなかみ町一般会計予算について
	議案第39号	平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
	議案第40号	平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第41号	平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
	議案第42号	平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
	議案第43号	平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算について
	議案第44号	平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
	議案第45号	平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
	議案第46号	平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
	議案第47号	平成23年度みなかみ町水道事業会計予算について

日程第25 一般質問

- ◇ 島崎栄一 君 1. 水道加入金の問題 (加入時)

 - ◇ 原澤良輝 君 1. 仕事起こしと町活性化
2. 高校通学者のバス定期代の助成について

 - ◇ 高橋市郎 君 1. 財政について
2. 行政サービスについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美	雄君	10番	原澤	良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	小野	章一	君	14番	中村	正	君
15番	河合	幸雄	君	16番	鈴木	勲	君
17番	森下	直	君	18番	久保	秀雄	君

欠席議員 なし

会議録署名議員

9番	林	喜美	雄君	10番	原澤	良輝	君
----	---	----	----	-----	----	----	---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	鈴木	初夫	書記	深代	和恵
--------	----	----	----	----	----

説明のため出席した者

町長	岸	良昌	君	副町長	鬼頭	春二	君
教育長	牧野	堯彦	君	総務課長	木暮	勤	君
総合政策課長	宮崎	育雄	君	税務課長	平原	文雄	君
会計課長	高橋	武志	君	町民福祉課長	関	章二	君
子育て健康課長	青柳	健市	君	環境課長	山賀	晃男	君
上下水道課長	杉木	清一	君	農政課長	篠田	朗	君
観光商工課長	真庭	敏	君	地域整備課長	増田	伸之	君
教育課長	青木	寿	君	水上支所長	雲	越栄	一君
新治支所長	永井	泰一	君				

開 会

午前9時 開会

議 長（久保秀雄君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。3月に入り、寒さも和らぎ、春の気配を感じる今日この頃であります。

3月は各小中学校、幼稚園、保育園などの卒業式や卒園式が行われ、4月には入学式や入園式のお知らせが、議員各位に届くものと思います。

また、念願でありました水上中学校の改築工事も順調に進み、3月中旬には、竣工式を迎えられるようでございます。

議員各位におかれましては、このように多忙な毎日が続くと思いますが、体には十分留意され、議会活動に励んで頂きますことをお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成23年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（久保秀雄君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） おはようございます。

平成23年3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本年第2回目となります議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り厚くお礼申し上げます。この場をお借りして、何点か述べさせていただきます。

先日、2月9日でございますけれども、参議院の「共生社会・地域活性化に関する調査会」へ参考人として招かれたところでもあります。地域活性化に取り組む基礎自治体の事例を紹介することが役割と理解いたしまして、みなかみ町の新たな取り組みの事例を紹介してまいりました。前経済産業大臣であります直島調査会長をはじめ、24人の参議に対し、3名の参考人が20分づつ意見を述べ、2時間にわたりご質問にお答えするという、大変に濃密な審議でございました。

審議では13名の方からご質問があり、私はそのうち8名の参議のご質問にお答えする機会を得ることができました。新設合併いたしましたみなかみ町の行財政改革が進展している実情を加えつつ、町の人々の協力を得て、デスティネーション・キャンペーンに向けての新たな地域資源の発掘を行い、基幹産業であるところの観光の振興に向けて取り組む様

々な活動を紹介してまいりました。みなかみ町を紹介するよい機会になったものと考えているところでございます。

さて、議員各位ご存知のとおり、鹿児島県内で専決処分を繰り返す市長が生じたこと、あるいは名古屋市長がトリプル選挙を仕掛けたこと、さらに、いくつかの地域政党が首長の主導により結成されるというようなことで、地域主権の標語の下、地方自治の原則である二元代表制の在り方が国民的関心事になっておろうと感じているところでございます。

国政が議院内閣制であるにもかかわらず、地方自治が二元代表制であることは、歴史的経緯を踏まえたまま、戦後に民主主義が導入された結果であると、それには何らの理念があったわけではないという指摘もあるようではございますけれども、しかし、私の全くの私見ではございますが、地域主権を適切に発言するためにも、議会と首長が直接住民により選択されるという二元代表制を大切にすべきであると考えているところでございます。

今、"熟議"という言葉が非常に使われておりますけれども、これは何も現総理大臣が衆参のねじれに行き詰まって言い出したことではなくて、地方自治の二元代表制の中に当初から期待されていることだというふうに理解しております。

この視点から言わせていただきますと、我がみなかみ町では、議員各位の真摯な活動に改めて感謝申し上げますところでございます。と申し上げておりますのも、本会議や委員会審議等の審議の場に加えまして、ほぼ毎日、議員のどなたかと「地域の視点からは、このようにして欲しい。」というような地域の声をお聞かせいただいておりますし、一方の私の方は「そういう視点もあると思いますが、別の見方をすれば、このような事もあるのではないか。」というような形で日々議論させていただき、町政の方向付けについて、まさに"熟議"させていただいていると理解しているところでございます。

このような点からも、今後とも多角的にご指導いただきますことを各議員に改めてお願いしたいと思っております。

さらにもう一点、ご報告させていただきたいと思っておりますのは、1月の臨時議会でお願ひした補正予算に関連いたしまして、その中の一部ではございますが、住民生活に光をそそぐ交付金を期待しまして、新年度に実行したい事業のうちから、交付金の目的に適合しそうな事業について前倒しで補正予算として計上し、当面、補正予算の中では一般財源を財源として充てているという趣旨をご説明したところでございます。

この度、当初配分2431万円に対しまして、3865万円の二次配分がございました。

合計で6296万円ということになりまして、一次配分の2.6倍になっております。

2次配分額で見えますと、県内35市町村のうち2番目の配分額でございました。結果といたしまして、その相当額を一般財源から交付金に振り替えることができたということでございます。地域主権が叫ばれております昨今、自治体として責任を持って主体的に判断していくということの重要性を改めて確認したところでございます。

1月補正予算、あるいはその財源計画をお認めいただいた議員各位のご理解のおかげであると、改めて御礼申し上げます次第でございます。

また、もう一点、今議会で審議をいただきます23年度当初予算のうち、ごく一部でございますが、電気自動車用の充電設備の整備を入れております。

これについて、ご説明させていただきますと、すでに議員各位、お聞き及びの事とは思いますが、国の23年度予算に三国トンネルの整備のための実施調査費が計上されておるところでございます。

これは群馬県知事が、三国トンネルの改修整備の重要性を理解してくださった後、昨年夏以来、懸命に新潟県知事ほか関係方面を説得してくださった成果と理解しております。

本年1月22日の第2回（群馬、新潟、埼玉）三県知事会議で、三国トンネルの新設改修を含む国道17号の整備促進が確認され、新聞報道ではその点が「国道17号線に急速充電器を整備する」という点が強調して報道されたところではございますけれども、すでにこの間、ご相談していますように、環境力宣言をしている我がみなかみ町にとって、観光客誘致という点と、環境に配慮した観光客誘致という点からも、世間の注目を浴びております電気自動車で訪ねやすい町づくりというものが重要と考え、前回の臨時議会において宿泊施設への充電用コンセントの整備補助金をお認めいただいたところでございます。

今回、県と協調して電気自動車利用の環境を整えることを目的として、新年度予算の中で4箇所の、実は中速ということで考えておりますが、充電設備の整備を予算計上してございます。これは細かい事にはなりますが、観光客誘致と三国トンネルの整備促進という総合的な取り組みの一環というふうにご理解願いたいと改めて思う次第でございます。

さて、本定例会に提案いたしております案件でございますが、報告1件、条例の制定や改正などが21件、一般会計・特別会計等の補正予算が10件、そして、平成23年度当初予算が10件、その他3件でございます。ご審議いただくことが多々ございますけれども、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

9番 林 喜 美 雄 君
10番 原 澤 良 輝 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月2日より、3月10日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月10日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（久保秀雄君） 日程第3、議長諸報告を行います。

議会閉会中の主な事件について報告申し上げます。

利根郡選挙区（16選挙区分）の広域連合議員の任期満了に伴い、利根郡の代表として、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議員に推薦され、2月15日の定例会において、副議長に就任することになりました。

この組織は19人の理事により運営され、14人が市より、5人が町村より選出されることになっております。また、議長は市側より選出されることになっておりますが、この度の4月の統一地方選以降でないと議長が選出できないため、実質的に議長代行をしばらくの間、行うこととなります。議員各位のご協力をお願いいたします。

次に2月21日、群馬県市町村会館において、県議長会定期総会が行われ、平成23年度一般会計予算や平成23年度会費の賦課徴収方法等についての議案が提案され、全会一致を以て、可決成立いたしました。

また、表彰状の伝達式があり、みなかみ町からは全国町村議会議長会表彰に前議員の阿部源三氏、群馬県町村議会議長会表彰に前会議長の傳田創司氏、事務局表彰に元事務局長の矢野義夫さん、事務局の深代和恵さんが、それぞれ表彰されました。

大変におめでとうございます。

つづいて、報告事項では、この7月に行われる予定の群馬県知事選挙の候補者の推薦について、群馬県町村議会議長会は、現知事の大澤正明氏を推薦することになりましたので、報告いたします。

議長（久保秀雄君） これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告（委員会研修視察報告）について

1. 総務文教常任委員会視察 新潟県柏崎市・夢の森公園

2. " " " " ・柏崎刈羽原子力発電所

議長（久保秀雄君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告（委員会研修視察報告）についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

（総務文教常任委員長 林 喜美雄君登壇）

総務文教常任委員長（林 喜美雄君） これより総務文教常任委員会の研修視察報告を申し上げます。

去る12月20日、新潟県柏崎市にあります「柏崎夢の森公園」と「刈羽原子力発電所」の2箇所について、総務文教常任委員、議長、関係課長等、11名にて視察研修をしてまいりました。

まず、夢の森公園についてであります。平成9年刈羽原子力発電所全号機の完成を機に東京電力より計画の表明があり、山林農地等の用地買収及び工事完了後、平成19年に柏崎市に寄贈されたものであります。

広さ約30ヘクタールの敷地に里山エリア、東と西に丘のエリア、原っぱのエリア、水辺エリア等のエリア毎に各体験施設を配置し、体験を通じた環境学校をコンセプトに、個人から団体まで幅広く活用されている教育的施設であります。自然体験、環境エネルギー学習、里山のライフスタイル体験等、各種プログラムが用意されており、メニューにより300円から1200円程度の利用料金であります。

21年度の来園者数は8万7千人であり、うちプログラム参加者は、1万1千人強程度となっております。関係者の説明後の意見交換の中で、資金的な面に対しては18億2千万円の基金をもとに30年間の運営計画を立てているとのことでありました。

つづいて、刈羽原子力発電所について、申し上げます。

中越沖地震後の対応という観点により、視察をさせていただきました。

420万㎡、東京ドーム90個分の敷地に計7基が建設されております。合計出力は、821万キロワットで世界最大の原子力発電所であります。

昭和42年柏崎市、刈羽村両議会において誘致の決議が成され、昭和60年に1号機が営業運転開始以来、順次、運転開始し、平成9年7号機の営業運転が開始しています。

原子力発電については、CO2を一切発生させないこと、また使用済み燃料はリサイクル可能であるなどの特徴があると言われております。現在、1号機と7号機が営業運転を行っております。

概要説明の後、所内をバスにて移動し、セキュリティチェック後、6号機の建屋の内部に入れていただき、点検工事中の様子や制御室をつぶさに見学し、規模の大きさを体感す

ることが出来ました。

中越沖地震における不具合は、軽微なものまで含めて3716件確認されたとのことであります。耐震強化工事については、排気塔の強化、建屋の屋根トラスの強化、天井クレーンの強化、配管サポートの強化等々、垣間見ることが出来ました。

対応に当たっていただいた副所長さんのお話で、ウランというものは大変危険なものではあるが、相手を良く理解して適切に取り扱っていけば、恐れるものではないという言葉は印象的でありました。

本視察研修においては、年末という慌ただしい日程の中でありましたが、参加者の知見の拡大につながったものと思います。

以上申し上げまして、総務文教常任委員会における研修視察報告といたします。

議 長 (久保秀雄君) 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告 (委員会研修視察報告) についてを終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議 長 (久保秀雄君) 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第1号	公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める	利根沼田労働組合同議議長 加藤 貴	平成23年2月16日 産業観光常任委員会
		原澤良輝	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>公共事業・公務・公共サービスは国民生活を支えるために不可欠なものです。</p> <p>しかし今、国及び地方公共団体による公共工事の発注や委託事業、物品購入などの公契約においてダンピングが横行しています。</p> <p>国や地方公共団体の入札は、談合問題の批判を受けて、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などが進められてきましたが、一方で低価格入札の常態化によって事業者や労働者に、しわ寄せ及び賃金・労働条件が低下し、労働者の間に貧困が広がっています。税金の無駄遣いはあってはなりません、真に住民の福祉の増進と公共サービスの向上を図るためには、単なる経費削減を進めるのではなく、労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保が不可欠です。</p> <p>そのためには、国や地方公共団体が行う公共工事や委託事業について、民間業者と契約を結ぶ際に当該事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実に末端労働者にまで確保する「公契約法・条例」が必要です。</p> <p>全国市長会は、平成17年6月に「公共事業における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」とする要望書を国に対して提出しました。また、平成21年9月に千葉県野田市で全国初となる公契約条例が制定されました。</p> <p>一方、国においても、平成21年5月に「公共サービス基本法」が成立しました。その第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」としています。</p> <p>また、野田市の公契約条例の制定を受けて、「公契約条例が自治体に普及するよう政府としても努力する」と語っており、国としても「公共工事報酬確保法」制定に向けた作業を進めています。</p> <p>つきましては、以下の事項について、検討下さることを貴議会に請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」を制定すること。</p>		

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第2号	公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める	利根沼田労働組合会議議長 加藤 貴	平成23年2月16日
		原澤良輝	産業観光常任委員会
号	<p>【請願趣旨】</p> <p>公共事業・公務・公共サービスは国民生活を支えるために不可欠なものです。</p> <p>しかし今、国及び地方公共団体による公共工事の発注や委託事業、物品購入などの公契約においてダンピングが横行しています。</p> <p>国や地方公共団体の入札は、談合問題の批判を受けて、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などが進められてきましたが、一方で低価格入札の常態化によって事業者や労働者に、しわ寄せ及び賃金・労働条件が低下し、労働者の間に貧困が広がっています。税金の無駄遣いはあってはなりません、真に住民の福祉の増進と公共サービスの向上を図るためには、単なる経費削減を進めるのではなく、労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保が不可欠です。そのためには、国や地方公共団体が行う公共工事や委託事業について、民間業者と契約を結ぶ際に当該事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実に末端労働者にまで確保する「公契約法・条例」が必要です。</p> <p>全国市長会は、平成17年6月に「公共事業における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」とする要望書を国に対して提出しました。また、平成21年9月に千葉県野田市で全国初となる公契約条例が制定されました。</p> <p>一方、国においても、平成21年5月に「公共サービス基本法」が成立しました。その第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」としています。</p> <p>また、野田市の公契約条例の制定を受けて、「公契約条例が自治体に普及するよう政府としても努力する」と語っており、国としても「公共工事報酬確保法」制定に向けた作業を進めています。</p> <p>つきましては、以下の事項を内容とする意見書を国に対して提出して下さるよう請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定を求める意見書を提出すること。</p>		

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	たくみの里豊楽館(道の駅)に液晶ディスプレイ及び、タッチパネル方式での電子案内板を設置についてのお願い	NPO法人たくみ会理事長 伊草幸夫	平成22年11月26日
		山田庄一 林喜美雄 林一彦	産業観光常任委員会
<p>【陳情趣旨】</p> <p>須川平の全域にたくみの家、果樹園、飲食店があるのがたくみの里の特徴であり、魅力ですが、広域のためのポイントがしぼりづらく、観光客にたくみの里の魅力を伝えづらいとも言えます。</p> <p>そこでたくみの里に来た観光客が必ず寄るであろう豊楽館(道の駅)に液晶ディスプレイ及び案内板を設置・運営することにより、パンフレットや言葉で伝えられない部分をカバーし、たくみの里の魅力を伝え、一人でも多くの観光客が里内に足を踏み入れてもらい、たくみの里の良さを味わってもらうことが集客につながると考えます。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>たくみの里豊楽館(道の駅)に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板を設置してください。</p> <p>1. 液晶ディスプレイの設置</p> <p>豊楽館に来たお客様の目につく場所に液晶ディスプレイを設置し、たくみの里の四季・名所史跡・生活・各店舗及び果樹園の様子などを流す。</p> <p>2. タッチパネル方式での電子案内板の設置</p> <p>たくみの家・飲食店・果樹園などの約50店舗を画面上に表示し、店舗名をタッチすると、その店舗案内が画面上に流れる。</p>			

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第2号	猿ヶ京温泉の活性化に関する	猿ヶ京温泉153 猿ヶ京区長 笛木太弘 ほか2人	平成23年1月25日
			産業観光常任委員会
<p>【陳情趣旨】</p> <p>猿ヶ京温泉はかつては30万人を超える宿泊客があり、観光業を地場産業の核にして商業や建設業等が営まれてきました。</p> <p>しかしながら、観光ニーズの変化に対応することが出来ず大型旅館を含め廃業する旅館が相次ぎ、観光客数は最盛期の半分にも満たない状況です。商店、飲食店、土産店、ガソリンスタンド等も廃業が続き、地域内の就労者数も激減し、過疎化や少子高齢化が著しく進行しています。(当地区の人口推移は別表のとおりです。)</p> <p>地域ではこの状況を打開すべく、牧場跡地の整備や遊休農地を菜の花や蕎麦畑に、また蛍の飛ぶ棚田の整備、地域の歴史や文化を活かし、住民がガイドをする「お願しょめぐり」などに取り組んでいるところですが、いずれも実を結ぶまでに少なくとも数年、多い場合は10年も掛かってしまいます。</p> <p>観光地づくりは、長い時間の努力によって他地域との差別化を図る事が肝心なことも承知していますし、地域が一体となって観光地づくりに取り組んでこなかった結果であることも承知していますが、このままでは更なる廃業が進み、益々地域の活力が失われ、深刻な状況に追い込まれてしまいます。</p> <p>このことは猿ヶ京温泉のみならず、新治地域全体の経済にとっても大きな損失です。また、市町村合併以来、水上地区では町づくり交付金事業による遊歩道や公園の整備、谷川岳資料館等の施設整備、温泉と文学・新緑フェスタといったイベントの開催、あるいは谷川岳エコツーリズムの推進、アウトドアスポーツ推進など、観光地振興策に多額な予算が投じられています。</p> <p>この間、猿ヶ京温泉では何ら支援を受けることなく推移している状況で、関所資料館の管理も地域の民間が苦勞して管理しているのが現実です。猿ヶ京温泉が、過疎から脱却するためには、ぜひ猿ヶ京温泉の活性化策を推進していただきたく、次の事項について、陳情するものがあります。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>猿ヶ京温泉の資源は、歴史と温泉、そして里地・里山です。</p> <p>地域では、この資源を活かした様々な取り組みを実施中ですが、誘客力の点で力が足りない状況です。このため、みなかみ町土地開発公社が猿ヶ京温泉地内に所有する土地を有効活用し、誘客力のある観光と農業が連携した施設の設置をお願いします。</p> <p>施設設置にあたっては町営温泉の未利用の温泉を活用し、環境にやさしい施設にして下さい。</p>			

議 長 (久保秀雄君) 以上、文書表のとおり、所管の委員会に付託しますので、よろしくお願
いいたします。

**日程第6 報告第1号 みなかみ町立水上中学校改築工事請負変更契約締結
の専決処分報告について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第6、報告第1号、みなかみ町立水上中学校改築工事請負変更契約締
結の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 報告第1号、みなかみ町立水上中学校改築工事請負変更契約締結の専決処
分について、ご説明申し上げます。

昨年3月に議会議決をいただき着手しております水上中学校の改築工事が、完成に向け
て順調に推移しております。その中で、工事の進捗に伴い、契約金額を変更する必要が生
じました。

主な内容といたしましては、当初の見込みよりも支持地盤が深くなったことに伴うラッ
プルコンクリートなどの基礎工事や生徒の安全面を考慮し、教室などに使われているガラ
スをポリカーボネードという特殊樹脂素材のものに変更したことによるものなどござい
ます。

契約の変更について、専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 以上で報告第1号、みなかみ町立水上中学校改築工事請負変更契約締結の
専決処分報告についてを終わります。

**日程第7 議案第4号 みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体工事請負契約
の締結について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第7、議案第4号、みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体工
事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第4号、平成22年度みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体
工事の請負契約の締結についてご説明申し上げます。

水上中学校の改築工事が間もなく完了するところでございますが、この新校舎の南側にあります既存の校舎等の建物を解体撤去するものでございます。

生徒の安全性や学習環境等の確保などのために、速やかに解体工事についても着手していきたいと思っております。

また同時に、既存校舎の電気、上水道、排水関係等の切り回し等についても、授業等に影響が出ないよう施工する必要がありますので、同一敷地内において改築工事を請け負っており、現場の状況等を熟知している萬屋・須田・泉特定建設工事共同企業体を相手方として契約することが総合的に有利と判断いたしました。

2月25日に見積入札を行い、契約金額6195万円での落札が決定いたしました。

当該者を契約の相手方として請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 一応、予定価格を作っていると思うのですけれども、その予定価格を教えてくださいたいのと、それから従来やっていたから、それが有利、現場を知っていて有利じゃないかという説明での仕方だったのですけれども、今日工事をやる業者というのはみんな現場を一応研究するということがあるものですから、そういう事で随意契約にしてしまうのは、理由にならないというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 数字の詳細については、後ほど担当の方から答弁させますけれども、現場の状況という事につきましては、現校舎で使っている排水であるとか、電気であるとか、埋設されている部分について、図面等がないとかですね、実際上に現場を承知していないと非常に進めにくいという点が一点ございました、これは現実でございます。

それともう一つ、現校舎、新築と解体というのは同時にあって良い話でございまして、当初契約で一体的にやるべきだという議論も一方ではあると思いますけれども、国の補助金を活用するといったような点から、年度が変わったというようなこともございます。

したがって、本来的に一体のものとして進める部分だろうというふうに認識しているところでございます。

なお、契約上、どう有利であったかという優位性については予定価格、あるいは合算査定ということで、後ほど、数字でご説明させていただきたいと思っておりますけれども。

実際に学校の中で工事を行い、新築と解体が続いて行われるということで、いわば契約変更増的にいくのが本来かと思っておりますけれども、国との予算の手当の問題等々があって、別契約となるという理解のもとに今回、随意契約ということで、議会のご承認をいただこうとしているところでございます。詳細については、また説明いたさせます。

議長(久保秀雄君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長（青木 寿君） まず、予定価格については、税抜きで5960万円でございます。

落札金額5900万円、落札率としては98.9%という数字でございます。

それから先程の町長の理由にもございましたように、この事業につきましては文部科学省の補助事業、それから平成21年度に臨時交付金事業というのが該当になったということとはご存知のことと思いますけれども、その国庫補助を受けるために、21年度に改築工事のみ予算計上を急遽させてもらったという経緯がございます。

その繰越事業ということで、本年度改築工事を進めております。

先程、町長が申し上げましたとおり、解体工事と改築工事は本来であるならば一体工事として、国の方の補助体系にも一連の工事としての補助事業の対象ということを含めて認定を受けて進めているのが一般的かなと思いますけれども、今回は水上中学校の裏に敷地が多く残っておりまして、その関係で仮設校舎を造らないで改築工事に当たれたという利点がございます。

ですから仮設校舎等の費用も、例えば、あの中学校の子供たちが住めるだけの仮設校舎を造るということになりますと、約1億5千万円から1億8千万円くらいは経費が掛かってしまうのではないかなと想像するわけですが、その経費も削減をされております。

それから解体工事につきましては、公共工事の積算基準に準じて、同一敷地内における工事ということから、共通費の減額が図られております。

それと何よりも教育委員会として考えておりますのは、事業年度が異なる解体工事ではございますけれども、全体的なスケジュールからいって、生徒の安全性の確保、それから現在、太陽光発電を設置しておりますけれども、前に校舎があるということで、その検査等もまだ出来ない状況にあります。

それで子供たちの安全確保ということを考えますと、夏休み中での総ての工事の完成をしていきたいと考えております。とにかく現在改築工事をやっている業者さんにおきましては、水上中学校敷地内の状況等をすべて把握しておりますので、先程申し上げましたとおり、校庭の状況、校舎の状況、学校とのやりとりの状況等、みんな把握しております。

そういうことで町にとっては、早く子供たちに環境の良い中で育てていただきたいということを考えますと、今の改築工事をやっている業者さんと契約することが有利というふうに考えて、教育委員会は契約をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

4番前田善成君。

4番（前田善成君） 今、課長の方からちょっと説明があつたのですが、実際、同一敷地で同一業者でやるので現場管理費だとか、その辺の一般管理費だとか、その経費の方の計算の仕方が従来の工事の計算の仕方と違って、経費率が低くなると思うのですが、その辺の所を考慮されたかどうかについて、質問させて下さい。

議長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） その辺の経費率については考慮して、考えて積算しております。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。
これより議案第4号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。
議案第4号、みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号、みなかみ町立水上中学校校舎・屋内運動場解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 町道路線の廃止について 議案第6号 町道路線の認定について

議 長（久保秀雄君） 日程第8、議案第5号、町道路線の廃止について、議案第6号、町道路線の認定については関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。
町長より、一括して提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。
（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第5号、第6号について、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。両議案の内容は、月夜野地区における道路築造並びに土地区画整備事業等の施行に伴う道路の廃止と認定であります。
まず、第5号議案であります、町道8路線、合計延長1968mを廃止するものであります。
また、第6号議案は、築造された6路線を含む8路線、合計延長2865mを町道として認定するものであります。
よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第5号、議案第6号について、質疑はありませんか。
10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 廃止の方なのですけれども、T1334というのですけれども、これは実

際はどのくらいの道路なのかというのは、点みたいな感じもするのですけれども、実態があったのかということと、それから6号の方なのですけれども、認定するT1644と、T1645についてなのですけれども、廃止するT1643号との関係というのですかね、中間が道路でなくなってしまうのかどうかということをお聞きします。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） T1334の反田3号線につきましては、反田上稗田線の改良工事に伴うものでございまして、その部分につきましては、一部旧の町道がついておりました。

それを廃止して、次のページのT1647の石合7号線に変えたものでございます。

そこは殆どが一部ですけれども、既存道路があったのですけれども、新設されたものでございます。

それとT1645とT1644の町道についてですが、T1643を廃止するわけですけれども、これにつきましては都市計画道路事業によりまして、道路の再編成ということで、一部についてはその代替用地ということで行うために、その部分を廃止しまして、2路線を新たに付け加えたものでございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第5号、議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

議長（久保秀雄君） これより議案第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 みなかみ町水上こども園建設基金条例を廃止する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第9、議案第7号、みなかみ町水上こども園建設基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第7号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町水上こども園建設基金条例は、水上こども園を建設するために平成21年に制定いたしました。水上わかくりこども園が、平成22年3月に建設が完了し、4月に開園いたしました。

また、基金の清算も終了したことに伴い、今回廃止しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 基金を新設したり、廃止する場合なのですけれども、利益が出たら予算に計上して使用するというふうに基金の所に書いてありますけれども、基金というのは残額を清算したというふうに聞いたのですけれども、ゼロということでもいいのですか。

それとも基金に利子を積み込んだまま、そのまま全額使っちゃったっていうふうなことになるのですか。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) この基金につきましては、総て清算をしております、ゼロとなっております。ですから、積み立てた基金は総て使っております。

議 長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。
議案第7号、みなかみ町水上こども園建設基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号、みなかみ町水上こども園建設基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 みなかみ町教育基金条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第10、議案第8号、みなかみ町教育基金条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第8号について、ご説明申し上げます。
住民生活に光りをそそぐ交付金の一部を積み立てまして、特別支援教育等の教育振興事業及び教育環境整備事業を推進するため、みなかみ町教育基金条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 積立というのですか、2年で2千万円というのはお聞きしたのですけれども、これは何年間くらいを予定しているのかということと、使う方は先生の増員という形でお聞きしているのですけれども、何人くらいを予定しているのか教えて下さい。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 最初の積立の期間について、お答えいたします。この基金につきましては、本年度積み立てるだけでございます。ですから来年以降は積み立てる予定はありません。ただ、利子等が生じた場合については、その年度に積み立てることになると思います。

議 長(久保秀雄君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 教育の支援員ということで、お世話になるということで、1月のときに2500万円の予算について説明をさせていただきましたけれども、全員で今見込んでいる

のが、8名でございます。

因みに人数を言わせていただきますと、桃野小学校1人、水上小学校2人、新治小学校1人、月夜野中学校1人、月夜野北小学校1人、新治中学校1人、水上中学校1人、計8人でございます。よろしく申し上げます。

それで23年度につきましては、掛かる経費が全体で2308万2048円掛かるわけですけれども、そのうち、光をそそぐ交付金は半分、重点分野雇用創出事業とうことで、これは県の補助事業になると思うのですけれども、そちらで半分見ておまして、ですから光をそそぐ交付金の方が4名、県の重点分野の方が4名ということで、全体で8名でございます。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。
これより議案第8号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。
議案第8号、みなかみ町教育基金条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号、みなかみ町教育基金条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため 昆虫等の保護を推進する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第11、議案第9号、みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。
（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第9号について、ご説明申し上げます。
みなかみ町には、各地区において、自然環境保全及び昆虫の保護活動が行われております。そこで、その活動をしている、管理している地域住民、あるいは団体等、関係者と協議の上、地域を指定し、そこに生息または生育する野生動植物の採取を制限しまして、保護を推進するための条例を制定しようとするものであります。

この条例により、地区住民、団体との協働により、自然環境及び生物多様性を守り育てる活動が、さらに発展することを支援しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について、質疑はありませんか。

5番阿部賢一君。

5番（阿部賢一君） 大変に良いことだと思うのですが、現段階で指定しようとしている地域が具体的に分かったら教えて下さい。

議長（久保秀雄君） 環境課長山賀晃男君。

（環境課長 山賀晃男君登壇）

環境課長（山賀晃男君） 今のところ、候補的に3箇所、上ノ原の入合の森、森林塾青水が管理しているところがございます。それから月夜野のホタルの里、それから赤谷の森いきもの村という3箇所を現在、想定しておりますが、その他に真沢の棚田とか、いろいろ協議をしながら、それを進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 昆虫等の定義でですね、町内に生息または生育する野生動植物という形で、農林水産業、もしくは生活環境生態系等に被害を及ぼすものを除くというふうにありますけれども、具体的にはどういうものを除くということなのか、それから管理者を指定するというふうになっているのですけれども、この身分というのと、それから、これに対する予算措置みたいなのを考えているのかどうか。

議長（久保秀雄君） 環境課長山賀晃男君。

（環境課長 山賀晃男君登壇）

環境課長（山賀晃男君） 昆虫等につきましては現在、これから管理する団体等々と協議しないとこれは決まらないということで、まず、この条例につきましては、その地区を管理する方々が管理しやすいようにすると、それを支援するという条例でございますので、皆さんと相談しながら決めていきたいと、その中で町長が指定するのですけれども、何れにしましても、環境課、それから農政課、観光、区長、管理主体、猟友会、観光協会等々と相談しないと、その辺は決まらないと考えております。

身分保障につきましては、その団体等で構成する団体で決めていきたいと、まだそこまでしか考えておりません。それから予算につきましては、これは支援するだけですので、現在、予算措置はございません。以上でございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） 昆虫を守るということで出ていますが、先程、環境課長の方から、地域を指定するという報告がありましたが、特にこの地域において、そういう重要な昆虫がいるとか、そういう事の観点から、こういう地域を選んだのかどうか。

また、特別こういった昆虫を守るために、どこに生息しているかという調査はこれから

ということですか、どうぞお願いします。

議長(久保秀雄君) 環境課長山賀晃男君。

(環境課長 山賀晃男君登壇)

環境課長(山賀晃男君) 昆虫につきましては、月夜野の蛍、これは間違いなく守っていかなければならないと考えております。それから、青水につきましても、そこに蝶々とか、いろいろ都会から来て採取していく人がいるという報告がございますので、その辺の所も入れて考えていくというふうに考えております。

あとは、うちの方で管理主体を決めて、そこら辺の所を詳しく協議しなければならないと考えておりますので、これからの話ですので、また4月以降、その管理主体を決めながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 みなかみ町地場産業振興基金条例について

議長(久保秀雄君) 日程第12、議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第10号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町が過疎地域に指定されたことによりまして、過疎対策事業債が活用できるよ

うになりました。この起債は従来のハード事業に加えて、ソフト事業を対象とすることができます。このため、昨年の9月定例議会で議決していただきました過疎地域自立促進計画においても、観光振興やまちづくりなどに係るソフト事業を列挙しているところでございます。

活用にあたっては、計画に記載されたソフト事業の財源として直接充当できるものと、一旦基金に積み立て、後年度に取り崩して財源手当する二つの方法がございます。

今回、提案しております地場産業振興基金は、後者の方法で過疎対策事業債を活用するものでありまして、過疎化に歯止めをかけ、地域の活力が低下しないようにするために、産業振興施策は不可欠でございます。

地場産業振興事業は、町内に事務所を有する団体が、地域の特性や資源を活かした地場産業の振興を図るために実施する事業に対する補助であり、この基金により、その財源を確保することができます。補助対象としましては市場調査費、新商品の試作や研究費、情報発信費等で、新商品の開発や新分野への進出、販路拡大、地産地消の促進を図ろうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 積み立てる基金の規模というのは、どのくらいを想定しているか、教えてください。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） 過疎計画が平成22年から27年までの期間となっておりますので、この期間において、現在の予定では毎年1千万円を限度に積み立てる予定でございます。

ただし、財政状況によっては柔軟に対応をしていきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例については議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例については、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

**日程第13 議案第11号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する等の条例について**

議案第12号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

**議案第13号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例
について**

議長（久保秀雄君） 日程第13、議案第11号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例についてから、議案第13号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてまでは関連がありますので、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第11号から13号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第11号について、ご説明申し上げます。

平成19年に制定されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によりまして、公営企業への企業会計方式への導入が求められたところでございます。

この間、簡易水道の整備に国庫補助金を活用するため、採択要件に沿って簡易水道事業統合計画書の提出をしているところであります。

その計画に従いまして、経営の透明化・健全化を進め、老朽化した設備の施設整備を促進していくため、水道事業会計内に簡易水道会計を置く必要がございます。このため水道事業会計内に従前の簡易水道事業を追加するとともに、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例、みなかみ町簡易水道基金条例、みなかみ町簡易水道事業給水条例を廃止するものであります。

次に議案第12号でございますが、議案第11号の水道事業の統合に伴い、本条例から、簡易水道事業の規定を削除する改正でございます。

次に議案第13号について、ご説明申し上げます。

本条例の改正は、老人保健特別会計及び簡易水道事業特別会計を廃止するものであります。まず、簡易水道特別会計につきましては、議案第11号の会計統合に伴い廃止しようとするものであります。また、老人保健特別会計については、後期高齢者医療制度の創設により、老人保健法の一部改正に伴う経過措置といたしまして、3年間存続させましたが、平成23年3月31日で経過措置期間が終了するために廃止しようとするものでございます。以上、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号から、13号についてまで、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 11号の方なのですけれども、簡易水道を統合するというふうなことで、法律も変わったということなのですけれども、そのメリットとというか、効果というのは法律ではどういうふうに規定しているのか、それから実際に町ではどういうふうに考えているのかというふうなことで、それから、課の設置の方なのですけれども、実質は予算では担当する職員が5~11名という形で予算を積算されているのですけれども、この身分というのですかね、課のところから外されて、水道事業の分掌するのが、上下水道課じゃなくなってしまうというふうなことで、これをどうするのかということ、11人の規模にした理由というのをお願いいたします。

議長(久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長(杉木清一君) 水道事業の一本化での効果ということでございますけれども、公営企業会計になりますので、事業の成果がはっきり見えるということとですね、あと貸借対照表ができますし、損益計算書が作成されることから、適正な原価計算が出来まして、損益と資産とのバランスがはっきり分かるということでございます。

それから、公営企業により、資産比が明確になるということでございまして、原価計算をし、留保資金を留保しましてですね、老朽化した施設を留保資金を使って計画的に整備していくということが出来るということでございます。以上です。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 第12条の関係なのですけれども、簡易水道が上水道の方に組み込まれるということなので当然、簡易水道の職員の部分についても上水道の部分に含まれます。以上でございます。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 特別会計の条例の改正についてなのですけれども、今回は老人会計と簡易水道会計が廃止ということで、8会計になりますけれども、観光センターとか、スキー場、バス事業、温泉事業という4つの会計は、合わせても1億円に満たないという形なので、こういうのは、もう統合するという方法みたいなのは考えているのかどうか。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸 良昌君) 今、ご提案いたしました2会計については、根拠が明確で今回やっていただいた方が良さだろうということで廃止をお願いしているところなのですけれども、今ご指摘がありましたように、非常に予算規模が小さいものについて、特別会計でいくべきかどうかという事については、議論もあろうと思います。

時間として、あと1年掛けて、今ご質問のあった方向について検討していきたいという気持ちは持っております。それぞれの根拠法例等々について、十分チェックしながら、出来れば、非常に小規模なものについては特別会計の必要がないのではないかという問題意識で1年掛けて勉強していきたいと思っております。以上でございます。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 先程、課の設置の方で質問したのですけれども、23年度の予算書の方で、この水道事業に係わる職員が5人から11人というふうにあるのですけれども、その11人にした根拠というのをお聞きしたのですけれども、ちょっと回答してもらえなかったので、もう一度、お願いします。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。
(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 先程、申しあげましたように、簡易水道の職員の方が上水道に移ったので、5人から11人になったという、そういうことであります。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第11号から、議案第13号までの質疑を終結いたします。

これより議案第11号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。
議案第11号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第12号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。
議案第12号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、原案

のとおり可決されました。

-
- 議 長（久保秀雄君） これより議案第13号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。
議案第13号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
-

日程第14 議案第14号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長（久保秀雄君） 日程第14、議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。
（町長 岸 良昌君登壇）
- 町 長（岸 良昌君） 議案第14号について、ご説明申し上げます。
特別職の職員で、地方公務員法第3条第3項第3号に該当するものの報酬額を改正するものでございます。
みなかみ町行財政改革行動指針に基づきまして、平成27年度に職員数240名体制を目指すため、みなかみ町独自の勧奨退職制度における勧奨を受け、早期退職した者を対象に、希望する者を非常勤嘱託員として雇用しているところでございます。
平成17年度4月には399名であった職員が、平成23年4月には289名になる予定であります。110名の職員数が、この間、削減されたということでございます。
今後も改革行動指針に基いて、引き続き職員数の削減に取り組む中、行政サービスの維持のためにはアウトソーシングのほか、町行政の執行において、さらに非常勤嘱託員の活用を図る必要があると考えているところでございます。
今後より一層、町行政執行のために、貴重な知識と経験を傾注していただくためにも、報酬額を増額しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 地方公務員法の第3条第3項3号の職員ということなのですが、この職員に対して、18万円から22万円にする理由がちょっと理解できないのですけれども。

あと、特別職の場合、特別職等の審議会があると思うのですけれども、これとの関係はどうなっているのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 18万円から22万円への増額なのですけれども、この件につきましては、先程、町長が説明しましたように、人員削減で正規の職員が大分減ってきております。

それについて、経験豊富な職員、勲奨退職をされた方の仕事の業務量、これに負うところがだいぶ多くなってきております。そんな関係で、報酬の増額をさせていただきました。

報酬審議会の方につきましては、この内容に審議する内容とは別なものなので、委員会での審議は行う必要がありません。以上でございます。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 今の、この報酬の話は、よく囑託になったっていう話が元職員から出たりするのも、その囑託と言われているもののお話ですか。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) そうです、囑託という話です。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) その囑託の人が働く日数とか、時間が何か制限があるみたいな話をちょっと聞いたのですけれども、具体的にはどんなふうになってるんですか。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 囑託職員につきましては、週29時間以内ということが決められております。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) その週29時間以内という枠は同じのままで報酬だけを上げるということですか、それとも枠を外して、もう少し長く働けるようにするってということなんですか。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 週29時間は変わりありません。

非常勤職員は、正規勤務時間の4分の3という一応そういう決まりにありますので、それが29時間以内ということでございます。

1 1 番 (島崎栄一君) 金額だけ変えるつつうことですね。

総務課長 (木暮 勤君) はい。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

6 番林一彦君。

6 番 (林 一彦君) 特別職の職員で非常勤のものという、この対象は具体的にどこの職場で何箇所あるのか、対象者は何人いるのかとか、その辺が分かったら教えて下さい。

議 長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) 対象者なのですけれども、平成22年4月1日現在では13名おります。

具体的な勤務先とすれば、月夜野給食センターだとか、カルチャーセンターだとか、新治の給食センターだとか、いろいろあります。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

1 2 番高橋市郎君。

1 2 番 (高橋市郎君) 先程、提案理由の町長説明の中で、いわゆる240人体制を作るために、58歳の肩叩きを続けるということのなかで、嘱託に行ってもらった経験豊富な方の待遇を少し改善するという、近年、定年の寿命の長寿化等、また勤労人口の減少等の中で、定年の延長、または年金の問題で年金受給者のいわゆる年齢を引き上げることが、最近、言われてきていますけれども、そういう中で果たして、58歳で定年ということをお奨励退職ということをするのが果たして良いのかという、これは先程、町長が仰っており、行財政改革行動指針に則ってやるのだということは当然な話かと思っておりますけれども、時間の経過の中でいろいろな状況が変わったということのなかで、これを見直す方向というのですかね、また人件費を抑えつつ定年を元に戻すというような方向も、当初、この58歳ということが話題になり、組合との折衝の中で選択されたのが58歳と。

そういうなかで、これは見直した方が良いのではないかなという議論もたまに聞くわけですが、その辺についてのお考えはどのようにお持ちですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 先程、前段でも申し上げましたように、行財政改革行動指針が平成27年为目标でございますけれども、今5年が経過したところで、あと6年あります。どこかでローリングしなければいかんだろうということはありますけれども、やはり職員240名体制、財政規模を100億円というのは非常に大きな指針でございますので、当面このままで行きたいと思っておりますし、この間、町独自のということで先程もご説明しました。

58歳で希望退職していただいているということについては、今までそういう形で対応してくれた職員の諸先輩がいらっしゃいますので、もうしばらくこのままで行きたいなと思っておりますが、一方でご指摘がありましたように、年金制度の開始の問題、公務を含む、いわゆる雇用年限の延長の問題が議論されておりますので、その中でしかるべく年金とのつなぎだとかですね、検討をしながら、検討を始めなきゃいかんという問題意識は

持っております。

まとめて、申し上げますと、当面、行財政改革行動指針を目標にやっていきたいと思っておりますが、改革シーンについても、ある程度、年限も来ておりますので、ある時期でローリングするということはあることだと思っておりますし、一方では年金等々の関係で58歳がもう少し延ばすことができるのか、両方のバランスの中で徐々に考えていきたいと思っておりますが、当面は今の体制で持っていきたいというところでございます。

議長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番 (森下 直君) 私は、その金額のことについては、まああれだと思いますが、この58歳で一応、勧告をして辞めていただくということで基本的には2年という形でということで聞いておりますが、年々も長くいる方もありますし、基本的にバランスがやはり取れないような形だとちょっと不平が出てくるのではないだろうかなというふうな感じがしますので、一応まあ基本的に2年なら2年というふうな形で、行った先が5年も6年もいるとか、そういうふうな矛盾の無いように、この際、考え方を整理していただいた方がよろしいんじゃないだろうかとというふうに思いますので、その辺の考え方を一つ整理しておきたいと、これは質問が長くて、回答はしなくても結構ですけども、一応そういうふうな流れとかについては是正をしていただくという、あるいはまたそれを2年を3年に上げるとか、そういうふうな方向にさせていただけばというふうに思います。

いやいや回答をもし出来れば、してもらえればと思います。

議長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) この嘱託職員なのですけれども、これは3年を超えてはならないという決まりがありまして、今だいたい2年で、5年、6年居る人は該当がないと思います。

以上でございます。

議長 (久保秀雄君) 17番森下直君。

17番 (森下 直君) 本当じゃないですね、それを確認しておきます。

議長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) 嘱託職員として、勧奨退職でした人の中では、そういう方はおりません。

議長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番 (森下 直君) 嘱託ということですけども、やはり出た所においては、基本的には、考え方としては、嘱託という考え方の整理にしてもらった方が、考え方はですよ、していただいた方が良いのではないかと思いますけれども、その辺。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) また、具体的に人の特定をして議論しなければいけない話なので、また他の所でご議論願いたいと思っておりますが、今、議員がご指摘の話が、町の嘱託ではなくて、町を退職した人で余所で活躍している人が居るということであれば、それはそれぞれの団

体なり、企業なりということだと思しますので、ちょっと今の答弁とはずれてまいります。
その事を含めて、どうするかということであれば、もう少し幅広くですね、また今の答弁とは離れた形でご相談したいと思っておりますが、他の組織の問題であると、そちらの状況等々によって、必ずしも2年という事ではないということはあるかと思っております。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第15号 みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する 条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第15、議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第15号について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、みなかみ町自家用有償バス運営委員会の意見書を受けまして、路線の変更と使用料の改正を行おうとするものでございます。

利用者の減少により、毎年、基金取り崩しなど、厳しい運営状況が続いているところでございます。事業継続のため、今回使用料について、平成8年以来の改訂を行うことにいたしております。

また、路線の変更につきましては、猿ヶ京小学校の廃止に伴い、路線の起点を「学校下」から「まんてん星の湯」へ変更しようとするものであります。

これにより永井・吹路地区の住民をはじめ、観光客が「まんてん星の湯」まで足を伸ば

すことが可能となりまして、利便性の向上や地区の活性化に繋がると考えています。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例については、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第16号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第16、議案第16号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第16号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町消防団条例は、消防組織法の規定に基づき、消防団の名称、区域などの必要事項を定めております。この度、消防組織法の一部改正に伴う条項のずれを解消するため、引用している本条例について、条項のずれを解消するための改正をしようとするものでございます。

また、併せまして、任用や分限及び懲戒、服務、その他身分の取り扱いに関する文言の整理、表現の適正化を図ろうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について、質疑はありませんか。

6番林一彦君。

6 番（林 一彦君） この改訂について、別に異議はないのですけれども、この報酬額は近隣の

町村に比べてどのくらいなのかということをお教えいただきたいと思ひます。

議 長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) 申し訳ありません。資料がないので、後でご報告させていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議 長 (久保秀雄君) 日程第17、議案第17号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第17号について、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、月夜野地区の都市計画税の課税区域内におきまして、分筆合筆によりまして、別表第1の地番表示にずれが生じていたため、これを修正するものでございます。

また、水上地区におきましては、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外された、4筆を別表第2に加え、都市計画税の課税区域に編入しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。
これより議案第17号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。
議案第17号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

**日程第18 議案第18号 みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例について**
**議案第19号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第18、議案第18号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例について、議案第19号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正す
る条例について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第18号と19号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第18号についてでございますが、後期高齢者医療に関する条例第4条で定
めております普通徴収保険料に係る納期につきまして、12月の納期限が12月31日と
なっておりますが、国民健康保険税及び介護保険料の納期限と一致させるため、12月2
5日に改正するものであります。

また、附則第2条に定めております延滞金の割合について、正確な文言にするため、準
用しております日本銀行法の標記と整合させるよう改正するものでございます。

次に議案第19号についてでございますが、現在、条例により出産育児一時金について
は、支給額を36万円と定めておりますが、経過措置により、平成21年10月から23

年3月31日までの間は4万円引き上げられて40万円となっております。

さらに産科医療保障制度に加入する病院等で出産された場合は、規則により2万円が加算されるため、実質42万円の支給を受けている方がほとんどであります。

今回、国の法改正に伴い、みなかみ町国民健康保険条例の第4条で定めている支給額36万円を40万円に引き上げ、また同条例の附則第5項で定めている経過措置を削除するための改正を行おうとするものであります。以上、2議案一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号、19号について、質疑はありますか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） 議案19号の出産の支給なのですが、現在、病院で出産費という金額は、だいたいこの金額でほとんど間に合っているかどうか、お聞きしたいのですが。

議長（久保秀雄君） 町民福祉課長関 章二君。

（町民福祉課長 関 章二君登壇）

町民福祉課長（関 章二君） 一応、今の金額で大部分の方は間に合っているというような、こちらの方では認識をしておりますけれども、病院によって、いくらか金額の違いはあるかと思えます。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第18号から、議案第19号までの質疑を終結いたします。

これより議案第18号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（久保秀雄君） これより議案第19号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第19、議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第20号について、ご説明申し上げます。

相変わらず厳しい経済情勢が続く中で、政府は平成20年10月から実施してきております「緊急保証制度」について、平成23年4月以降、単純延長を行わないという方針を固めておるところでございます。

こうなりますと、セーフティネット保証の対象業種が縮小されるとともに、100%保証が受けられなくなるため、既存債務の返済負担が重くなっております中小企業者の借換に支障が出るなど、資金繰りへの深刻な影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえまして、群馬県では融資期間を超えた条件変更について、小口資金を含む、平成22年度以前に融資実行された資金を対象といたしまして、融資期間を最長3年、延長が行えるよう「融資期間延長の特例措置」を平成23年4月から導入する方針であります。また、借換制度についても、平成15年から平成22年度まで実施してきておりますが、引き続き、平成23年度においても継続することになりました。

このようなことから、みなかみ町としても、従来から群馬県と連携して対応してきていることもありまして、小口資金融資促進条例の一部を改正しまして、中小企業者の借換や資金繰りに支障が出ないように対応しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第21号 みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例について 議案第22号 みなかみ町観光会館条例の一部を改正する条例について

議 長（久保秀雄君） 日程第20、議案第21号、みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第22号、みなかみ町観光会館条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第21号と22号について、一括してご説明申し上げます。

まず、**議案第21号**でございますが、藤原ダム周辺の施設につきましては、みなかみ町と国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所との管理協定に基づきまして、みなかみ町が施設の管理を行っているところでございます。

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所が、平成22年度において、蟹掛の3面ございますテニスコートの老朽化に伴い、2面のテニスコートをフットサルコート2面として改修いたしました。このため、みなかみ観光体育施設条例の別表第1並びに別表第2の一部を改正し、フットサルコートの名称及び位置を追加するとともに、使用料を設定するための改正でございます。

次に**議案第22号**でございますが、みなかみ町観光会館は昭和45年に開館して以来、40年が経過しておるところでございます。

開館当時、コンベンション機能の他に、結婚式場としての機能も備えておりましたが、時代の変化に伴い利用形態も変わってきております。このようなことから、現在の利用状況に合わせて改定しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、別表第1で規定する大ホール及び会議室の区分の変更、結婚式場と関連する披露宴会場、控室等の削除、別表第2で規定する照明設備及びその他備品

の削除などを行おうとするものでございます。

また、観光会館の駐車場に大型バスを駐車する場合の駐車場料金を水紀行館の町営駐車場料金と同額に設定しようとするものもでございます。以上、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号、22号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第21号、議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町観光体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第22号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町観光会館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町観光会館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) この際、休憩いたします。10時55分から、再開いたします。

(10時41分 休憩)

(10時55分 再開)

議長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 議案第23号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第25号 みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議長(久保秀雄君) 日程第21、議案第23号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第23号から第26号まで、4件を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第23号でございますが、みなかみ町スクールバス設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

12月議会で小学校の統合に伴い、本条例の一部を改正していただいたところですが、精査したところ、別表の一部に地区名を追加する必要があることが判明いたしました。

それに伴い、本条例の別表の一部を改正しようとするものでございます。

次に議案第24号でございますが、体育施設の利用料金につき、類似施設の整合性を図るための見直しに伴い、本条例の別表2第10条関係でございますが、これの料金等の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第25号でございますが、体育施設の利用料金につき、町内類似施設との整合性を図るための見直しにより、みなかみ町体育施設条例の一部を改正するものであります。

次に議案第26号について、ご説明申し上げます。

水上小学校と幸知小学校の統合に伴い、廃校となります現幸知小学校の学校施設を別表から削除する条例改正であります。

以上、議案第23号から第26号まで4件を一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号から、26号についてまで、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) スクールバスの件なのですが、中村区と猿ヶ京区、相俣地区が追加されているのですが、これは実在はなかったのかどうかということをお聞きしたいのですが。

それと26号で、幸知小のグラウンドが削除されるような形になっているのですが、廃止された学校のグラウンドでも、現在使用されている所もあると思いますが、使用規模があるのではないかなというので、すぐ使用出来なくしちゃうというのはどうかと考えるので、その辺の所をお聞かせ下さい。

議長(久保秀雄君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) まず、スクールバスの件でございますけれども、この中村区、猿ヶ京区、猿ヶ京地区相俣地区につきましては、実際に、合併当時、またその前からもスクールバス利用はされておりますので、子供たちの実害という言葉は議員さんされましたけれども、そういう面では全然ありません。今も乗っていただいておりますので、問題なく、ただ合併当時の条例の作成の時に名前が落ちてしまったということでございます。よろしくお願ひします。

それから、幸知小学校のグラウンド、体育館等についての使用でございますけれども、学校施設の条例からは外しますけれども、既存の校庭と体育館等には、そのまま残りますので利用については問題なく利用できると思います。

それと、体育館については、耐震診断のIS値が低いものですから、この辺については十分気を付けてというか、よく検討する中で利用を考えていった方がいいのかなと思います。ですから、実際のグラウンド等については利用できますので、跡地利用等が決定するまでは、そういう状態で使っていただくことは問題ないと思います。

よろしくお願ひします。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番(中島信義君) 幸知小学校が3月いっぱい廃校になるということで先程、原澤議員の方からも質疑がありましたように校庭については、これからも地域の人たちも使わせていただくと、そんな事になるかと思ひます。

しかしながら、体育館については耐震不足という事から、その中で夏休み等については観光施設として、観光施設という表現が当てはまるかどうか分かりませんが、観光客がスポーツで使わせてもらっている実態もありました。

そういったところも協議する中で、今までどおり、許可を得て使うことの中で、それではお客さんに対して、こういう訳だという説明を加えなくちゃいけないのかなと、そんなふうにお願ひするのですが、その辺のちょっと回答ということですかね、説明いただければ有り難いのですが。

議長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 先程、申し上げましたIS値が低いという事でございますけれども、私どもが一番心配しているのは、冬場にあの上に2メートル、3メートルのぼったときに降った段階での耐震というものをまず心配しておりました。

それで実際に中島議員さんもお存知だと思っておりますが、耐震の関係、一部、17年度の12月に雪がいっぱい降ったときに、少し体育館が傾いた経緯がございます。その時に梁を入れて補強は若干させてもらったのですけれども、全体的な体力がないという見解でございますので、夏場の利用ということは、出来れば町としてどういうふうにしていくかというのをよく協議をされて、それで観光的に使えるかどうか、総体的に判断をする中で考えていった方がいいのかなと思っております。

というのは、何があるか分からないということを考えますと、そういう答えになります。

ただ、今までもそういった事が起きておりませんので、その辺の利用をどうしていくのかというのは、要はこの条例から外すというのは、町立の学校施設使用条例というの中から外すということで、無くなるものではありませんので、その利用については今後、十分に協議をしていただいた方が良いかなと思います。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 24の体育施設の方なのですが、ちょっといろいろ分かりづらかったもので、いろいろ整理をしていて、訂正表が来たので分かりやすくなったので良かったかなと思っております。

ついでに調べたので、行っておきますけれども、別表の2というのがあって、大穴の体育館の午前の使用料なのですが、別表だと6千円、改正案だと町外6300円、それから、水上山水の使用料なのですが、これは別表だと午前、午後町内500円と、それから町外1千円ですかね、改正案だと、これは1日1人当たり町外2千円という形になっています。

これもあって分かりづらかったのですが、あと、この24号と、学校の施設の方の証明の表現なのですが、こちらのですね、今度は照明を使った場合は半額にしますよという言い方なのですが、学校の方はまた逆の言い方をしているので、どうも分かりづらかったのですが、その辺の所は調整してもらった方が有り難いと思います。

ここの所で同じような施設を同じような値段にするというような改正をされたと思っております。入須川体育館の夜間の使用料なのですが、今まで町外が6千円から1万1千円に増額をされています。他の所も1万1千円の所があるので、それもそういう理屈かなと思うのですが、この部分というのは照明の電気料だと思うのですが、実際に、こんなに掛かるのかどうか調べてあるのかどうか、教えて下さい。

議長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長 (青木 寿君) まず、全体的に統一したという考えなのですけれども、先程、町長が提案理由の中で申しあげましたとおり、類似施設との、要は金額の統一だとか、あとは先程、言いました照明の使い方の言い回し、これは実際の社会体育館なんかで言いますと、だいたい使うのが通常でございまして、それで使わない場合は半額という言い方をさせてもらいました。

それから学校施設につきましては、明るく出来ておりますので使うのが珍しいという、一般的にそういう判断をさせていただきまして、使った場合は倍額というような、学校と社会体育施設との言い回しの違いをそういうふうに言葉的に語句的に統一をさせていただきました。

それから、入須川の社会体育館につきましては、南部体育館もそうなのですけれども、管理人がおりません。管理人がいないので照明を使った場合はという言葉は抜かさせていただいたり、料金を統一させていただいております。

それから、電気料の計算ということですが、これは実際にどのくらいかというのは、実際に全体の施設の中の電気料でございますので、要は詳細については把握しておりませんが、類似施設の料金に入須川の夜間の体育館の使用についても統一したという見解でございます。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第23号から、議案第26号までの質疑を終結いたします。

これより議案第23号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第24号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。
議案第24号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第24号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第25号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。
議案第25号、みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号、みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第26号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。
議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第27号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例について

議長（久保秀雄君） 日程第22、議案第27号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第27号について、ご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正が行われまして、在職期間が1年以上などの一定の非常勤職員は、育児休業及び部分休業を取得できることになり、本年4月1日から施行されることになりました。この法律改正に基づきまして、法律と同等の条件で育児休業が取得できるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） この地方自治法の改正に伴う条例の改正なのですが、みなかみ町は職員には該当が無いと聞いたのですが、その所はどのようなのですか。

議長（久保秀雄君） 総務課長木暮勤君。

（総務課長 木暮 勤君登壇）

総務課長（木暮 勤君） 該当ありません。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第23 議案第28号 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)**
議案第29号 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)
議案第30号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第31号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第32号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第33号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第34号 平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)
議案第35号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)
議案第36号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第37号 平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(久保秀雄君) 日程第23、議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)についてまで、以上10件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第28号から、議案第37号まで一括してご説明申し上げます。

最初に**議案第28号**についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2602万円を減額し、歳入歳出の総額を136億1500万円とするものです。

歳入補正の主な内訳ですが、地方特例交付金1953万円の増額は、町民税減収補てん分が主なものでございます。地方交付税1億77万3千円の増額は普通交付税であります。

国庫補助金2283万9千円の増額は、住民生活に光をそそぐ交付金、1200万円及び安全安心な学校づくり交付金1342万8千円の増額が主なものです。

なお、住民生活に光を注ぐ交付金は、ルール算定による第1次配分が2431万円、事業内容及び事業量による第2次配分が3865万円で、総額で6296万円を確保することができました。因みに、この額は県内市町村で前橋市に次ぐ額となっております。

繰入金1億3058万3千円の減額は減債基金の取り崩しが主なものでございます。

次に歳出ですが、その内容は主に事業費の確定による増減等を措置したものであります。

2款総務費では、1項総務管理費1317万円の増額は、早期勸奨退職者の退職手当金が主なものです。3款民生費では、1項社会福祉費1831万8千円の減額は、老人保護措置委託料1698万8千円が主なものでございます。2項児童福祉費2509万2千円の減額は、子ども手当費1324万7千円及び児童手当費1022万円の減額が主なものでございます。

9款消防費では、1項消防費1610万3千円の減額は、防災無線における防災無線操作卓更新工事費の減額が主なものでございます。

10款教育費では、1項教育総務費1123万円の増額は、教育支援員等の雇用に関する教育基金の積立額1200万円が主なものであります。3項中学校費2500万円の増額は、水上中学校の校庭等整備工事費であります。

なお、この工事費を年度内に予算措置することにより、国庫補助金が交付されることになっております。

13款諸支出金では、1項開発公社費1045万1千円の増額は、工業団地造成負担金1730万円が主なものでございます。

また、平成22年度から23年度への繰越明許は第2表のとおりであります。国の地域活性化交付金を活用して1月補正で措置しました事業、悪戸矢瀬線道整備交付金事業等が年度内に完了できないため、総額で6億4710万1千円の繰越明許をお願いするものであります。以上が一般会計の概要であります。

次に**議案第29号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を338万2千円とするものであります。

歳入補正は、主に5款繰越金244万6千円の増額で、これは前年度剰余金の一部であります。歳出補正については、2款医療諸費90万6千円の減額は医療費の減であり、4款諸支出金291万8千円の増額は、主に前年度剰余金の精算に伴う一般会計への繰出金264万8千円であります。

なお、老人保健特別会計は、平成22年度を以て廃止となります。

次に**議案第30号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3080万4千円とするものであります。

歳入補正については、1款後期高齢者医療保険料775万5千円の減額は、保険料の収納見込額の減少によるものであり、2款繰入金1075万4千円の増額は、事務費及び保険基盤安定繰入金分を一般会計から繰入れるものであります。また、3款諸収入19万2千円の減額は人間ドック受診者の減少によるものであり、4款繰越金681万1千円の増額は、前年度決算剰余金の一部であります。

歳出補正については、1款総務費19万2千円の減額は、人間ドック受診者の減少によるものであり、2款後期高齢者医療広域連合納付金243万4千円の増額は、保険料等負担金の増額によるものであります。また、3款諸支出金737万6千円の増額は、前年度剰余金を精算して、一般会計へ繰出金として返還するものであります。

次に**議案第31号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ873万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億6389万円とするものであります。

歳入補正の主な内容は、1款保険料302万7千円の減額は、第1号被保険者の死亡等による保険料の徴収減であります。4款国庫支出金213万8千円の減額及び5款支払基金交付金239万円の減額は、地域支援事業費の減額に伴う法定負担分の減額であります。

繰入金9万円の増額は、一般会計からの法定負担分127万9千円の減額と、保険料の

徴収減に伴う第1号被保険者の法定負担分として、準備基金等から136万9千円を繰入れるための増額であります。

歳出の主な補正内容は、1款総務費21万円の減額は、事業費精査によるものです。

3款地域支援事業費852万7千円の減額は、特定高齢者把握事業における検診費の負担区分の制度変更による委託料615万円の減額及び通所型介護予防事業における通年型利用者の減による委託料201万6千円の減額などであります。

次に**議案第32号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万9千円を追加し、予算の総額を2億6967万9千円とするものであります。

歳入につきましては、7款2項基金繰入金679万9千円は、簡易水道事業基金からの繰入金であります。9款諸収入140万円の増額は、落雷に伴う機械保険の保険金であります。

歳出につきましては、1款簡易水道費819万9千円の増額は、吉平簡易水道の濁度解消対策費用や工貫送水ポンプ修繕費等の増額であります。

次に**議案第33号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1108万3千円を減額し、総額を10億3408万1千円とするものであります。

歳入につきましては、3款国庫支出金214万7千円の減額は補助工事費の精査によるものです。4款県支出金56万4千円の増額は、下水道事業費補助金の増額と浄化槽設置整備費交付金の減額であります。9款町債950万円の減額は、事業精査によるものであります。

歳出につきましては、2款2項特環公共下水道費141万7千円の増額は、マンホール補修工事費及びマンホールポンプの修繕料であります。3項流域下水道費1千万円の減額は建設負担金及び維持管理費負担金の減額であります。5項汚水処理施設整備費250万円の減額は浄化槽設置整備補助金の減額であります。

次に**議案第34号**について、ご説明申し上げます。

既定の予算から歳入歳出それぞれ140万7千円を減額し、予算の総額を733万円とするものであります。

歳入の主な内訳は、1款使用料及び手数料が80万円の減、6款諸収入が140万円の減であり、これらの減額に対応するため、基金から79万3千円を繰り入れるものであります。

使用料については、昨年度から実施しておりますテナント使用料の減免等による収入減であります。また、諸収入の減については、2階部分の観光商工課及び商工会の光熱水費を減額するものであります。次に歳出ですが、1款維持管理費140万7千円の減額は、光熱水費の減額が主なものであります。

次に**議案第35号**について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ14万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1272万円にするものであります。

スキー場の状況ですが、本年度は12月25日にオープン予定で準備を進めておりましたが、年末年始の雪不足により、1月8日まで通常営業ができない状況となっており、入込客数が少ない状況となっており、事業収入を減額補正しなければならない状況となっております。

歳入の主な内訳は、1款事業収入の209万9千円の減額はリフト使用料74万4千円、ロープ塔使用料16万9千円、貸しスキー使用料49万9千円、食堂売上62万1千円等の減額であります。6款繰入金159万4千円の増額は一般会計からの繰入金であります。

歳出では、1款事業費の賃金10万円、印刷製本費4万円を増額するものであります。次に**議案第36号**について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万7千円を追加し、予算の総額を554万8千円とするものです。まず、歳入を申し上げますと、4款繰越金56万7千円は、前年度からの繰越金であります。次に歳出については、1款総務費56万7千円は、バス修理費であります。

次に**議案第37号**について、ご説明申し上げます。

収益的収入は、1087万1千円を増額し、総額2億8857万9千円とするものです。その主なものは、1款上水道事業収益で、水道料金の増額であります。

収益的支出は590万円を減額し、総額2億2544万4千円とするものです。その主なものは、1款上水道費用で、水道施設保守点検委託料及び動力費の減額と消費税の増額であり、2款簡易水道事業費用では、水道施設保守点検委託料及び動力費の減額と修繕費の増額であります。資本的収入は、137万2千円増額し、総額9692万円とするもので、1款上水道事業資本的収入で、一般会計補助金及び工事負担金の増額であります。

資本的支出は、870万円減額し、総額1億7733万円とするもので、1款上水道事業資本的支出で阿能川導水管布設替工事及びJR線路下横断管布設替工事費の減額であります。以上が各会計の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

- 日程第24 議案第38号 平成23年度みなかみ町一般会計予算
 議案第39号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算
 議案第40号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第41号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算
 議案第42号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算
 議案第43号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算
 議案第44号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算
 議案第45号 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算
 議案第46号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算
 議案第47号 平成23年度みなかみ町水道事業会計予算

議長（久保秀雄君） 日程第24、議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで以上10件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第38号から47号まで、一括してご説明申し上げます。

最初に議案第38号についてでございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ123億1千万円と決めました。前年度対比で2億1千万円、1.7%の増額となりました。

歳入の主なものは、地方交付税44億円、町税35億9610万円、町債15億4430万円、国庫支出金8億5151万8千円、県支出金7億5113万9千円、使用料及び手数料2億2932万8千円、地方譲与税1億9800万円、地方消費税交付金1億8800万円、分担金及び負担金1億7963万7千円などです。

なお、地方交付税等の依存財源については国の地財対策を参考にして、また町税等の自主財源については過去の実績やトレンドに基づき算出いたしました。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、1款議会費、1億2036万円は、議員報酬及び地方議会議員共済会負担金等です。

2款総務費、15億663万6千円では、総務管理費が12億10万3千円で、主な内訳は職員人件費4億1219万2千円、総務管理費6509万9千円、合併振興基金費2億1060万円などです。また、その他の主なものは、徴税費2億886万1千円、戸籍住民基本台帳費6170万1千円、選挙費3364万5千円です。

3款民生費、23億5734万7千円では、社会福祉費が15億5223万2千円で、主なものは、乳幼児等の福祉医療費1億9228万6千円、障害者自立支援給付費等2億4359万8千円です。また児童福祉費8億507万円は、子ども手当費3億9695万円及び保育園総務費1億6650万1千円等です。

4款衛生費、12億1374万2千円では、国保会計繰出金1億8750万円を含む保健衛生費が5億118万6千円で、奥利根アメニティパーク運営費等の清掃費が6億1238万6千円、また水道費が1億17万円であります。

なお、簡易水道事業特別会計は上水道との会計統合により、平成22年度を以て廃止になります。

5款労働費、1612万9千円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産事業費、7億6820万6千円では、農業費が7億620万8千円で、主なものは、利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1058万7千円、水上中央の中山間地域総合整備事業8千万円、小規模土地改良事業4021万3千円等であります。また、有害鳥獣対策費等の林業費は6199万8千円であり、鳥獣害対策にあたっては、新年度から鳥獣害対策センターを設置し、きめ細かな対策を実施してまいりたいと考えております。

7款商工費、3億9472万6千円では、商工会補助金や緊急雇用創出事業等の商工費が8915万1千円で、観光費3億557万5千円は、みなかみ町観光協会補助金2千万円、デスティネーションキャンペーン推進等の観光振興費7093万4千円などであります。

なお、群馬デスティネーションキャンペーンについては、群馬県の新年度予算においてもデスティネーションキャンペーン推進に5千万円が確保されているようであり、町においても関連事業費で4283万2千円を確保しており、観光振興の充実を図ってまいりたいと考えております。

8款土木費では16億363万2千円で、道路橋梁費5億6502万2千円では、町道悪戸関口線道路改良等の社会資本整備総合交付金事業2億416万7千円、除雪費1億7780万6千円を措置いたしました。

都市計画費8億8742万円では、主なものは後閑地区まちづくり交付金事業1億7625万1千円、町道悪戸矢瀬線等の道路整備交付金事業1億3804万円、公共下水道費4億5千万円などあります。住宅費1億1830万1千円では、町営住宅管理費5656万7千円、狭あい道路拡幅整備費4764万円などあります。

9款消防費、4億6551万7千円は、消防総務費の広域消防負担金3億4562万4千円が主なものであり、この他新規事業として、町内の防災無線整備のための実施設計委託料500万円を計上しております。

10款教育費は14億6708万円で、主に利根商業高等学校の負担金や各学校の教育費や維持管理費等であります。

なお、小中学校の耐震関連整備については、国の経済対策等を活用して実施してまいりましたが、水上中学校改築工事の完了を以て、全て完了となります。

12款公債費、23億5921万3千円は、町債の元利償還金であります。

公債費においては、前年度対比2億7435万円の増額になっておりますが、この理由としては、現在、地方債残高の縮減を図るため、一部、新規借入分の償還期間を短縮しており、単年度あたりの償還元金が増額となるためであります。

なお、この措置により、中期的には予算規模が膨らみますが、地方交付税が一本算定により大幅に落ち込む平成33年度以降においては、公債費負担の軽減を図ることができるものと考えております。

13款諸支出金、2740万4千円の主なものは、土地開発公社に補助する販売促進補助金であります。以上が一般会計の概要であります。

次に**議案第39号**について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億5900万円と決めました。前年度対比433万6千円、0.2%の増であります。

歳入の主なものは、保険税7億6778万円、国庫支出金7億5236万2千円、療養給付費交付金7590万1千円、前期高齢者交付金5億1328万円、県支出金1億5970万6千円、共同事業交付金3億2840万2千円、繰入金1億8750万1千円であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費18億7173万7千円は、療養諸費16億5299万3千円、出産育児諸費1471万5千円、葬祭費250万円などでございます。

3款後期高齢者支援金3億5979万5千円、6款介護納付金1億5687万1千円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。7款共同事業拠出金3億7555万7千円は、市町村間の平準化を図る目的で国保連合会への拠出金であります。

8款保健事業費3154万8千円は、医療費の抑制に繋がる生活習慣病に重点をおいた特定健診及び保健指導、人間ドック検診費助成などです。

以下、11款諸支出金420万4千円、12款予備費3千万円であります。

平成21年度に税率を見直し、加入者の皆さんに負担増をお願いしてまいりました。

以来、2年が経過しましたが、保険税の増収及び一般会計からの法定外繰入等により、歳入総額が増加いたしました。また、医療費の伸びについては、予測よりも少なく、その差額を繰越金や基金として残すことができ、現段階では財政健全化に向かっております。

なお、税率については、平成23年度中に検討を行い、国保の安定的な運営がさらに図られることを前提に改定することを考えております。

次に**議案第40号**について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3900万円と決めました。前年度対比1837万8千円、8.3%の増であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4310万5千円、一般会計繰入金9118万6千円、諸収入470万8千円であります。

歳出の主なものは、1款総務費402万円は、総務管理費166万7千円、徴収費235万3千円などです。2款後期高齢者医療広域連合納付金2億2758万円は、保険料等負担金2億1634万6千円などです。

以下、3款諸支出金100万7千円、5款保健事業費629万3千円です。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方が加入し、財政運営は県内市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合で行い、保険料徴収及び保健事業等を市町村が担っているところでございます。

次に**議案第41号、介護保険特別会計**について、ご説明申し上げます。

予算総額を歳入歳出それぞれ18億8700万円と決めました。前年対比は、金額で5700万円、3.1%の増であります。

歳入の主なものは、1款保険料2億7144万円、2款分担金及び負担金38万3千円、4款国庫支出金4億4717万5千円、5款支払基金交付金5億4436万5千円、6款県支出金2億7886万5千円、7款財産収入45万円、9款繰入金3億1985万5千円、10款繰越金2445万9千円であります。

歳出の主なものは、1款総務費2948万2千円は、総務管理費445万6千円、徴収費388万円、介護認定審査費2092万1千円などであります。

2款保険給付費18億円は、介護予防を含む介護サービス等諸費16億8300万円、審査支払手数料260万円、高額介護サービス等費3290万円、高額医療合算介護サービス等費730万円、特定入所者介護サービス等費7420万円などあります。

3款地域支援事業費3090万8千円は、介護予防事業費1493万5千円、包括的支援事業費1091万4千円、任意事業費505万9千円などあります。

4款財政安定化基金拠出金169万6千円は、財政安定化基金への償還金であり、償還は23年度で完済となります。以下、5款基金積立金45万円、7款諸支出金1090万円、8款予備費1356万3千円あります。

平成23年度は、第4期介護保険事業計画の最終年であると共に、第5期の事業計画策定年度となります。計画では、第1号被保険者の保険料改定についても、再推計がされます。保険料は、介護サービス給付費の増減と密接に連動することから、高齢者にとって、真に必要なサービスの提供体制の確保とサービスの適正化に努めると共に、事業のさらなる拡充に取り組んでまいります。

次に**議案第42号**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9200万円と決めました。前年度対比1475万2千円、1.5%の減となっております。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億980万6千円は、平成21年度決算額を基に計上いたしました。3款国庫支出金3944万円、4款県支出金325万4千円は、下水道事業補助金及び浄化槽設置事業補助金であります。6款繰入金4億5千万円は、一般会計からの繰入金です。7款繰越金1千万円は、前年度繰越額を見込んでおります。

9款町債2億7800万円は、下水道債であります。

歳出の主なものは、1款総務費7433万3千円は、職員人件費及び一般管理費であります。2款下水道事業費3億9787万9千円は、公共下水道費1億4435万7千円、特定環境保全公共下水道費4447万円、流域下水道費1億9296万2千円、農業集落排水処理施設費227万5千円、汚水処理施設整備費1381万5千円あります。

3款公債費5億1858万8千円は、下水道事業債の元利償還金であります。

次に**議案第43号**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ820万円と決めました。

前年度対比53万7千円、6%の減であります。歳入の主なものは、1款使用料及び手

数料284万5千円は、3店舗と観光協会の使用料であります。4款繰入金242万8千円は、広域観光センター基金繰入金であり、6款諸雑入282万1千円は、2階にあります観光商工課、商工会の光熱水費等の維持管理費であります。

歳出の主なものは、1款維持管理費817万5千円は観光センター事業費817万円であります。

次に**議案第44号**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1400万円と決めました。前年度対比で142万円、11%の増となっております。

増額の要因としましては、1月の平日営業日を増やすことによる賃金の増、リフトの滑車・雪上車の修繕料の増、国有林借上料の増であります。

歳入の主なものは、1款事業収入838万円はリフト、ロープ塔、貸しスキーの移設使用料568万円、食堂や売店の売上げ270万円であります。

なお、これらの事業収入については、平成21年度の実績をもとに計上しているところであります。6款繰入金は一般会計からの繰入金500万円であります。

歳出の主なものは、1款事業費1398万1千円は、スキー場事業費の賃金400万円、需用費369万1千円、国有林借上料等の使用料及び賃借料294万6千円などであります。

次に**議案第45号**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ660万円とするものであります。前年度対比161万9千円、32.5%の増で、路線変更に伴う費用の増額が主なものであります。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料350万円はバス使用料で、2款県支出金59万8千円は運行費県補助金であります。3款繰入金239万8千円は、自家用有償バス事業基金からの繰入金であります。

歳出の主なものは、1款総務費660万円は、運転手賃金、バス修理費及び路線変更費用等であります。

次に**議案第46号**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3700万円とするもので、前年対比174万7千円、5%の増となっております。

歳入の主なものは、1款事業収入2906万9千円は温泉使用料2800万円であり、2款繰入金636万9千円は基金繰入金であります。

歳出の主なものは、1款事業費3694万円は、職員人件費等の温泉総務費が738万5千円、温泉管理費2955万5千円であり、温泉管理費の内訳は、臨時職員の賃金、光熱水費及び修繕料、予備ポンプ等の備品購入費及び猿ヶ京湯元泉協同組合負担金等であります。

次に**議案第47号**について、ご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計を水道事業会計に会計統合し、水道事業会計内に簡易水道会計をおく予算であります。

収益的収入、1款上水道事業収益2億5100万7千円の主なものは、水道料金、加入

金、一般会計補助金であります。2款簡易水道事業収益1億9499万3千円は上水道事業収益と同様であります。

収益的支出、1款上水道事業費用2億1297万円の主なものは、1項営業費用で水質検査手数料、動力費の電気料、総係費の職員人件費、減価償却費となっております。

2項営業外費用は企業債利息及び消費税であります。

2款簡易水道事業費用2億2903万円は、1項営業費用で水質検査手数料、施設修繕料、動力費の電気料、総係費の職員人件費、減価償却費で、2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。

資本的収入、1款上水道事業資本的収入1170万5千円は、一般会計補助金であります。2款簡易水道事業資本的収入1億2309万5千円は、大穴地区老朽管布設替工事、北部簡水小仁田・川上連絡管工事、猿ヶ京簡水連絡管工事、赤谷地区手道地内水道施設新設工事の企業債と国県補助金、一般会計補助金であります。

資本的支出、1款上水道事業資本的支出7222万1千円は、2項企業債償還金であります。2款簡易水道事業資本的支出1億6497万9千円は、1項建設改良費で大穴地区老朽管布設替設計委託及び工事、北部簡水小仁田・川上地区連絡管工事、猿ヶ京簡水連絡管工事、赤谷地区手道地内水道施設新設工事であり、2項は企業債償還金であります。

以上、特別会計を含めて10件を一括して説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 提案理由の説明が終了しました。

議 長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。13時00分から、再開いたします。
(11時58分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 (久保秀雄君) すでに町長の提案理由の説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。

はじめに、議案第38号について、質疑はありませんか。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

1 1 番 (島崎栄一君) 一般会計ですね。

1 2 番 (高橋市郎君) 休憩。

議 長 (久保秀雄君) はい、暫時休憩いたします。

※ 付託議案の質疑方法についての確認がされた。

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

1 1 番（島崎栄一君） 一般質問で以前聞いた内容に関連するのですが、スクールバスの運転手、認定こども園の先生、給食センターの委託契約の関係で、今、大新東に1社随契で1億5千万ほどやっていますけども、来年の予算もそれと同じようになるってということなんですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 先程、前半にも述べさせていただきましたけれども、職員数を削減するなかで住民サービスを維持していくという観点から、アウトソーシング、あるいは非常勤嘱託の活用というのは今後とも進展していくという認識を持っております。

今、ご指摘のありましたアウトソーシングについて、どういう形が適当であるか、それぞれ今までの契約、承認されているやつもございまして、また今後、増えていく分もあろうかと思っております。

形としてどうだという事を言われれば、今ご指摘がありましたように、現在、町と契約しております会社、具体的には大新東を中心にしてという事になろうかと思っております。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

1 1 番（島崎栄一君） 一応ですね、みなかみ町の条例では、80万を超える委託契約については入札をするということになってますけども、もう数千万円の委託契約について、入札をするつもりはあるんですか、来年度。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それぞれ委託を出している分野ごと、あるいは施設ごとに差があらうかと思っておりますけれども、今までと基本的には大きな差はないと思っております。

なお、今ご指摘のありました額に応じて競争入札すべきであるというご指摘だと思っておりますけれども、これにつきましては、町内雇用の継続であるとか、その他いろいろな要因がございまして、それらを総合的に勘案して発注していくという事になろうかと思っております。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番高橋市郎君。

1 2 番（高橋市郎君） 民生費について、質問します。

子ども手当3億9600万円、これ群馬県、みなかみ町ともに国の全額負担ということで、地方の負担金については拒否をしているということだと思うのですが、その辺についての扱いはどうなるのですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今、ご指摘どおりでございます。

子ども手当につきましては、町が支給事務を行っておりますが、支給に要する経費については全額国費が充当されるという前提で予算を組んだところでございます。

議 長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

1 2 番（高橋市郎君） 国会での審議が混乱して児童手当に戻ったような場合に、支給システムの混乱というのは町においてはどのようになりますか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 子ども手当と児童手当は別物でございますけれども、児童手当の当時、事務を進めるために使用していたシステム、分かりやすく言うと、計算する委託先であるとか、計算する機械ですけれども、これは新しい子ども手当の形に変わっておりますので、再度、児童手当が制度的に復活すれば、児童手当に合わせたシステム構築というのは必要になってまいります。これについては、どこの町村も同じ条件にあるということでございますので、町村会等を中心にして、その準備の可能性については検討しているところでございます。

ただし、児童手当の場合、所得制限の要因がありますので、この間の所得をそれに乗せていくというデータ収集等の事務作業が必要だというふうに思っています。

すでに検討は始めておりまして、市場で一般的に言われているように、6ヶ月掛かるといったようなことはないと思っておりますが、年度当初の行政事務というものについては忙しくなるというふうに考え、その状況をにらみながら、子ども手当のままで進むのか、児童手当の準備も本格的に始めるべきか、そこの所については、まだ判断しておりません。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

1 1 番島崎栄一君。

1 1 番 (島崎栄一君) 嘱託が週29時間、5日間にすれば、だいたい1日6時間程度の勤務時間ということで、例えば、スクールバスの運転手の仕事で言いますと、今学校が土日休み5日間で、朝の迎えに行くの、帰りの送るので言うと、だいたい嘱託の6時間でも何とかかなりそうな時間です。

嘱託は今、18万で今度22万になるかもしれませんが、大新東に発注しているスクールバスが確か29万円くらい払っている、1台当たり。それを考えると、委託契約するよりは嘱託でやった方が7万円安くなるんじゃないかと。

職員の数を減らすのが一番の目的ではなくて、予算の無駄をカットする、コストをなるべく無駄のないようにする、お金の問題が最優先、その次に人数減らした方が予算が縮減できるんじゃないかっていう話ですから、委託するよりは嘱託の方が安くなるとすれば、嘱託ですべきだと思うんですけども。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 外部のアウトソーシングについて、どのような条件でどの範囲でやるかということについては、その時々予算組み等でご相談しているところでございます。

今のご指摘だけで申し上げますと、大新東のスクールバスの運行というものについて、運行を委託しているということと、労務を提供いただいているところの差というのが明確にあるかと思っております。

個別にいわゆる一般管理費分がどうなのか、一般管理業務がどういうことがあるのか、先般もお答え、あるいはご議論させていただいたところでございますけれども、今のご指摘があるからといって、総てのものをアウトソーシングではなくて、非常勤嘱託等の形で直営でやるべきだということにはならないと思っております。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 予算の内示の時もなのですけれども、行政経営方針というふうな形で資料をいただいています。そこの一番最後の所なのですけれども、32年までの計画が載っています。

経常収支比率なのですけれども、32年度に104.6%ということで、17年度の102.8%までよりも高くなるというような見込みになっているのですけれども、それと22年度、23年度については93.4という形なのですけれども、この辺の整合というか、説明みたいなのがいただければ有り難いなと思うのですけれども。

議長(久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 財政計画については、今考えられる範囲で一応、こうなるであろうという推計をしたところでございます。なぜ、その平成30年頃が100を超えてしまうかと言いますと、28年から、32年にかけて地方交付税が段階的に減っていくということがあります。

その段階的に減っていくということは、歳入全般、一般財源が落ちていくということでございます。その一般財源が落ちていくスピードに合わせて、行政サービスの内容、額等を縮小しなければならないと、それからもう一つは公債費も縮小しなければならないということがございますが、なかなかその辺のバランスが多分、つき取れにくいだろうと予想しています。

ということで、計画上は100を超えてしまうという数字となっておりますが、そうならないような手当をしていかなければならないというふうに思っております。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番(中島信義君) 衛生費、84ページなのですが、広域圏の火葬場の負担金ということで、500何万円か出ていますが、現在、みなかみの住民が沼田の火葬場をどの程度、利用しているかっていうのは今、分かりますか。

議長(久保秀雄君) 環境課長山賀晃男君。

(環境課長 山賀晃男君登壇)

環境課長(山賀晃男君) 現在、詳しい資料は持ち合わせておりません。

ただ、月夜野地区が沼田の斎場に行っております。それが約200件近く行っていると思います。新治地区は新治にありますので、新治地区は120件くらい、水上地区が80件くらいというような数字なっていると思います。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番(中島信義君) 農林水産費の鳥獣対策関係で、すべて鳥獣関係を足していくと、3千万円ほどになるわけなのですが、100ページの鳥獣害対策交付金1600万円、あるいはその後の105ページから鳥獣害の駆除の報償費奨励金、あるいは対策委託金、また協議会の補助金、登録補助金といろんなものがそれぞれ数百万ずつ入っております。

そういった事を一つ一つちょっと説明を求めればしてもらえますか、どうでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 暫時休憩いたします。

※ 質疑に関する確認がされた。

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長 (久保秀雄君) 農政課長篠田朗君。

(農政課長 篠田 朗君登壇)

農政課長 (篠田 朗君) 最初の質問で、もう一回確認をさせてもらいたいのですが、ページは何ページになりますか。

3 番 (中島信義君) 97ページの14節使用料及び貸借料ということで、250万でいたのですが、97ページだと思うのですが、一番上の。

農政課長 (篠田 朗君) ああ一番上ですね。

これは鳥獣被害防止対策農業者支援ということでございまして、これについては国の方で定額補助を5万2500円が出ます。

それで今現在、考えているのは、イノシシの檻を30基ほど購入したいと、その経費を足して若干、町の持ち出しがあるのですが、イノシシの檻を30基ほど整備していきたいということでございます。つづきまして。

3 番 (中島信義君) 100ページの19節負担金補助及び交付金であります。100ページ鳥獣害対策事業交付金1600万円、というのが出ているのですが。

農政課長 (篠田 朗君) これはですね、小規模土地改良事業、これはまた別の事業でございまして。県単の事業を使いまして、これは各地区から要望が出されたもののイノシシの侵入防止策。

土地改良の中の一つの事業で、電柵の設置の補助事業でございまして。これが全体でトータル40kmくらいになる予定です。

3 番 (中島信義君) あと105ページの8節報償費、これは有害鳥獣駆除報償費と有害鳥獣捕獲奨励金はどういうものですか。

農政課長 (篠田 朗君) 有害鳥獣駆除報償費、これについては罨だとか、緊急な捕獲、それらに対して出動する手当でございまして。それと下の有害鳥獣捕獲奨励金はサルが6千円、イノシシが4千円、1頭当たりですけれども、その捕獲に対する報奨金でございまして。

3 番 (中島信義君) 委託金は？

農政課長 (篠田 朗君) 森林獣害対策委託料205万につきましては、これは森林整備の獣害対策の森林整備というのがございまして、要するに人家近くの山を整備する、そういう事業でございまして。これが10ヘクタールほど予定しております。

それとその下の有害鳥獣対策委託料は、これについては猟友会の方に、猟友会の運営費みたいな形で委託料として、3支部に対して支払っています。

3 番 (中島信義君) 協議会というのは？

農政課長（篠田 朗君） 有害鳥獣対策協議会補助金については、有害鳥獣協議会というのが設置されておりまして、これを設置すると、国の交付金事業がもらえるわけですね。それを今協議会設置してあるのですが、これについても同じような轟音玉の購入だとか、そういうものを協議会の方で購入しております。その2分の1の負担分、協議会への負担分ということです。

議長（久保秀雄君） 暫時休憩いたします。

※ 質疑に関する確認がされた。

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番高橋市郎君。

1 2 番（高橋市郎君） ただ今の関連で、この予算の概要にいわゆる組織図があります。

その中に農政課で鳥獣対策センターを設立すると、これについて、どのような職務を担うのかという点と、人員配置はどの程度になるのかという点、もう一点はページ数135ページの消防費防災行政無線整備費の500万、これについては防災無線が各旧町村において、3システムが総て違っていると、これを統一した方向に整備をしようということだと思っておりますけれども、その点について、考え方として、屋内施設を優先するのか、まあ新治方式は屋外のみですし、月夜野の防災無線は屋外、屋内両方ですけれども、その点についてどのような考え方を持っているのか、お聞かせ下さい。

議長（久保秀雄君） 総務課長木暮勤君。

（総務課長 木暮 勤君登壇）

総務課長（木暮 勤君） ただ今の防災行政無線のことについて、お答えいたします。

明日の全協の方で説明をしようと思ったのですが、この場でさせていただきます。月夜野地区につきましては、平成4年、5年で整備されております。尚かつ、各戸に個別受信機をお貸ししております。新治地区につきましては、昭和62年に整備したものがあつて、ここについては、屋外放送が基本となっております、どうしても聞こえない、そういう難聴のお宅については、受信機を貸与しているという状況であります。

水上地区については、オフトーク通信で対応させていただいておりますけれども、このオフトークサービスにつきましても、平成27年の3月で打ち切りという連絡をいただいております。これらの施設は今、だいぶ古くなっておりますので、実は今年度なのですけれども、当初予算で1800万円で月夜野地区の操作卓を改造しようと思っておりました。

ただ、今言ったように3地区とも古かったり、方式が違っておりますので、今後、町内統一した方式でやりたいと思っております。一括管理という形です、そんな中で今考えております。

平成23年度につきましては、取り敢えず全体計画をまず、例えば、今言いましたよう

に個別受信機が良いのか、経費面から考えて、屋外にするのかだとか、あとどの地区からやるかだとか、そういったものを全体計画を立てまして、尚かつ24年度の実施に向けた実施計画設計というのですか、それを一応考えております。

議長（久保秀雄君） 鳥獣センターについて、答弁願います。

農政課長篠田朗君。

（農政課長 篠田 朗君登壇）

農政課長（篠田 朗君） 獣害対策センターについては、今現在、現状を申しますと、3地区、月夜野、新治、水上、各地区猟友会が3つに別れております。

今、それぞれの担当はいるのですが、それぞれ別々の行動をしております、要は町全体では把握しきれていないのが現状でございます。そういう意味からもしまして、一応、リーダーを設けたいということで、獣害対策センターを設置していただくよう要望してまいりました。

それで一応、センター長を1人置きまして、各地区の担当者をそれぞれをしっかりと把握して、それぞれ連携が取れた形で進めていきたいというふうに思っております。

それぞれの地区に担当者が一人ずつおりますので、プラスセンター長という意味もあるのですが、それプラス来年度については、緊急雇用対策で3人ほど雇っていきたいというふうに考えております。

それらと一緒に行動するためにも、全体の指揮命令系統の中で、組織していきたいというふうに思います。それと、各地区で今現在、サルの追い払い等、パトロール等を実施していただいておりますけれども、それらも合わせて、全体的な包括的な考え方の中で、みなかみ町全体の獣害対策をしていきたいというふうな形で今回センターを、設置の要望を出しております。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

8 番（河合生博君） 議長、暫時休憩いいですか。

議長（久保秀雄君） 暫時休憩いたします。

※ 議会運営に関する確認がされた。

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

これにて議案第38号から議案第47号までの質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでは、議案付託の表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでは、所管の委員会に付託す

ることに決定いたしました。

発言申出

議長(久保秀雄君) 先程、議案第16号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について、6番林一彦議員より、質疑がありました。総務課長より、答弁をいたさせます。
総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) 先程、資料を配らせていただいたと思いますけれども、これが利根沼田の中の報酬額、年額でございます。単位は円でございます。比較表であります。
よろしく願いいたします。

議長(久保秀雄君) この際、休憩いたします。13時45分から、再開いたします。
(13時34分 休憩)

(13時45分 再開)

議長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第25 一般質問

通告順序1 11番 島崎 栄一 1. 水道加入金の問題(加入時)

議長(久保秀雄君) 日程第25、一般質問を行います。
質問については通告内容に沿って、時間を厳守して行っていただきたいと思います。
一般質問については、6名の議員より通告がありました。
本日は3名の質問を順次、許可いたします。
まず始めに、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。
11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 一般質問いたします。

湯宿温泉、それから、新巻の池ノ原ですかね、そこで地域の水道がありましたが、その地域の水道を町の水道に編入するということになっているようです。その時に加入金を個々の家庭から、町が徴収している行為は条例に明文化されていません。

町役場が条例もなしに、勝手に町民から料金を徴収することは、法治国家である日本では許されません。大変に問題のある料金徴収であり、ただちに加入金は返金しなければならないでしょう。

以前、他地区での水道組合編入には、村や町の水道に編入した場合に加入金の徴収はあ

りませんでした。

加入金は新たに水道に加入する人が払うものであり、すでに水道に加入して使用している人から徴収するものではありません。

湯宿温泉では水道に加入するため、個々の家庭はすでに加入金を支払っており、水道組合の所属が変わったから、また払えと言うのは論理的におかしいと思います。

みなかみ町の他の地区では加入金8万円で済むのに、湯宿温泉の住民だけは、以前払った6万円にさらに8万円の14万円というのは明らかに不公平です。

3年前に加入金を払って水道を引いた住民が、湯宿でですね、その人がまた、今度は変わったからまた8万円を払ってくれと言われるのもおかしい話です。

今から湯宿温泉の地区に家を建てて住む人は、水道を引くのに加入金は8万円で済みます。今まで住んでいた人たちだけが合計14万円というのは著しく不公平です。

合併前、新治村では、村の水道に一般会計から毎年1千万円以上繰り入れをしていました。池ノ原・湯宿温泉の水道組合は、地域の人たちの努力によって、自立して経営をされ、村の一般会計からの繰り入れはありません。

つまりは村の財政に池ノ原・湯宿温泉の人たちは間接的に貢献してきたということです。

その財政に貢献してきた地区の住民に、他地区より重い加入金負担を押し付けるなどというのは道義的にも納得できるものではありません。

条例に基づかない料金の徴収は無効です。湯宿温泉・池ノ原の住民だけが水道加入金負担が重いというのは不公平です。湯宿温泉・池ノ原の水道組合は、地区の住民の努力によって自立して運営され、間接的に町や村の財政に貢献してきました。湯宿温泉・池ノ原の加入金は早急に返金した方がいいでしょう。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今のご意見をご質問ということにして、答弁させていただきます。

まず一番最初、議員の疑問の答えはまさに簡単でございまして、これは十分ご説明してなかったのがいけないのかもしれませんが、みなかみ町水道事業給水条例という条例がございまして。

条例の第5条には、「給水装置の新設について承認を受けなければいけない」それに必要な工事費については、第6条で「申込者の負担とする」。

なお、これにつきましては、特に必要な場合については、町において費用を負担することが出来ると定めているところでございます。

なお、今ご指摘のありました加入金を取っていることについて条例にないという事でございますけれども、今申し上げました条例の35条に水道加入金ということで定めてございますし、今のご指摘のありました8万円という額については、その中に定めております13ミリの口径の場合の加入金について、ご指摘になっているところだと思います。

したがいまして、答弁の骨格は条例に定めているものであり、尚かつ工事費の負担金を余分にとっているわけでもなく、加入金の口径に従った部分のみ徴収しているというのが現況でございます。

今の事がポイントだと思いますけれども、若干経緯を含めて、ご説明したいと思っております。まず、よくご存知のとおり、水道というのは暮らしに欠くことの出来ない水を供給する、そのために安全で安定した水の供給が行えるよう多額の費用を掛けて、水道施設の整備を計画的に行ってきたところでございます。

この費用の一部を新たに町営水道に利用する人たちに負担していただくと、これが水道加入金でございます。また、水道加入者から徴収する水道料金で通常の運営が行われておりますので、新規利用者に対して、加入金として徴収させていただいているということでございます。これについての根拠については、先程、お示ししたとおりでございます。

なお、若干の経緯についてお話がございましたが、確認しておきますが、水道加入金については水道企業会計毎にやっております、これは当然のことではございましたので、旧町村においては、加入金であるとか、その徴収の仕方ということが現地区において差があったというのは事実でございます。

これについては、先程申し上げた条例が、合併協議会での調整により、今申し上げた該当口径で言うと、8万円ということで決定をしまして、17年の10月に策定をいたしました「みなかみ町水道事業給水条例」に規定しておりまして、それ以降の新規加入者からはこの額を加入金としてご負担いただいているところでございます。

なお、水道事業についての認識について、再度、確認しておきたいと思いますが、わがみなかみ町に水道事業といたしましては、上水道事業が一事業、簡易水道事業が15事業、また、別の規定になります小水道事業が13事業、合計29事業があるというのが現況でございます。

今、申し上げた事業のうち、利水者が組合を組織して自主的に運営する組合水道事業が、簡易水道事業として4事業、小水道事業として3事業、この7事業が利水者が組合を組織して自主的に運営しているというのが現況でございます。

また、個別の事について何点か言及がありましたがけれども、答弁の骨格をひとまず答弁いたしましたので、さらに必要あれば、追加の答弁とさせていただきたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 条例はですね、新規の加入ということですから、今から家を建てて、水道を引く人のお金が決まってるんであって、既に水道が引いてあって、もうその水を水道として使っていると、それを編入する場合、どうするかっていう条例はないはずではないはずでしょう。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ということで、先程、触れたつもりでございます。

町における事業のうち7事業については、町とは別の主体が自主的に組織して、水道水を供給されておるといことです。

現在、池ノ原並びに猿ヶ京と、失礼、湯宿というご指摘がございました。

これについては、その地区の人が町営水道という事業体に新たに加入するというところで

ございますので、加入金ということで負担いただいているということでございます。

議 長（久保秀雄君） 1 1 番島崎栄一君。

（1 1 番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） じゃ布施宿の水道を村に編入したときは、何で加入金が要らなかったんですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 先程、ご説明したところでございます。

再度、繰り返して答弁させていただきます。水道加入金は合併以前の市町村においては別の会計でそれぞれ違う取り扱いがありました。

平成17年10月、先程、申し上げた条例を規定し、それ以降の新規加入者については、この額を加入金としていただいております。

議 長（久保秀雄君） 1 1 番島崎栄一君。

（1 1 番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） だから、今水道で自主的にもう水道を引いて、水源地もあってやってる人達を、水道組合のものを編入する場合は新規の扱いとするっていう、そういう条例はないんですよ。だから、それをもう新規扱いするっていう判断をしているだけなんですよ。

実際に湯宿の人たちは、加入金を免除してくれっていう要望を町の方に出してますよね。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それでは湯宿の簡易水道組合の件について、具体的にご説明させていただきます。

すでにご存知だと思いますけれども、湯宿の簡易水道組合については、昭和37年に設置されました。したがって、設置後50年を経過し、水道施設が非常に老朽化している、漏水が各地にある、大規模回収の必要がある、これらの状況を受けまして、自主的な組合であります組合の方々が21年9月30日に臨時総会を開催し、町営水道に加入すると、その時には加入するときには組合を解散するということが議決されています。

これを受けまして、町がなぜ受けたかということにつきましては、平成22年3月定例議会で、この要望が議決されまして、4月から町で運営しているという状況になっております。これについては、定例議会で議決いただいておりますので、議員がご承知のとおりでございます。その時に水道加入金については、町と組合との協議によりまして、加入申込み及び加入金の支払いを含めた協定書の締結をしているところでございます。

なお、個別の各戸からも町営水道への加入申込みということで申込書の提出をいただいて、そのことに伴って、加入金の支払いが完了しておるのが現況でございます。

議 長（久保秀雄君） 1 1 番島崎栄一君。

（1 1 番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） そういう取り決めをですね、要は役場の職員と、湯宿の水道組合の役員の人たちで話し合っ決めてるんでしょ。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 再度、繰り返させていただきます。

臨時総会を開催し、全会一致で町営水道に加入することが決定されたということと、そして、町としては個別にも町営水道に加入する申込書の提出をいただいているということです。事実関係並びに個別の方が承知していないという客観的状況にはないと思っています。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） だから、その加入金については免除してくれって、向こうが、湯宿の人たちが要望したときに、いや払ってくれってことで話をしましたよね、役場職員の人がね。で、どれどれ、これこれ、どういう理由だから、加入金を払ってくれ、免除は出来ないっていうふうに理由はどういうふうに説明したんですか。地域の人たちに。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 事実関係でございますので、私は具体的に承知しておりません。

この中で議場に分かっているものがあれば、答弁させますが。

環境課長に答弁いたさせます。

議長（久保秀雄君） 当時の関係者がおりましたので、環境課長山賀晃男君。

（環境課長 山賀晃男君登壇）

環境課長（山賀晃男君） 町長に対する一般質問ですので、私の方からお答えするには、当時のことを思い出しながらということになります。はっきりした事を一字一句とは覚えておりません。

と言うのは、湯宿から申込みがあって、その中の協議の中で、申込みがあって、「施設が古くなって維持できない。」ということになりましたので、それではどうしようかということで、それには加入金が必要ですよという事をお話ししたと思います。

そういう事でございます。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 私の聞いているところではですね、池ノ原の人たちも、払ってもらったことになったんで湯宿の人たちも払ってもらわなくっちゃ困るという説明の仕方を向こうの地域の人たちは言っていました。そういう言葉が、湯宿の人たちの記憶に残っています。

議長（久保秀雄君） 環境課長山賀晃男君。

（環境課長 山賀晃男君登壇）

環境課長（山賀晃男君） 湯宿のどの方がそういうふうに言ったかはちょっと分かりませんが、湯宿の方が先ですので、池ノ原の統合の方が後でございます。

ですから、事実関係からすると、池ノ原が決まったというわけではなく、湯宿が決まってから、池ノ原に移ったということでございますので、その辺の事実関係はご存知ありませんが。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 私が何でこんな事を聞くかということ、もう条例で編入時は新規扱いで払っ

でもらわなくちゃならないっていうふうに払ってくださいっていう説明をしたっていうふうには全然いってないんですよ。

だから、もう払ってもらうことに、もう池ノ原の人はもうそういうふうに決めてもらったから、湯宿の人も払ってください、じゃあそっちで決まったんならしょうがねえってことで湯宿の人が払ったっていうふうに聞いてるんですよ。

条例にある、なしで言うと、ちゃんと明文化されてないですよ、その地域の組合の水道を編入する場合にそれを新規扱いするかしないかっていうことについては条例では決まってないですよ、文章としてないです。それを新規の文章を当てはめたっていう判断は、その誰がやったんですか。今まで、合併前っていうか、新治でも水上でも、地域の水道を編入するときに加入金をもらってないっていう前例がある中で、誰がその今度は新規加入扱いにして、加入金をもらうって、誰が決定したのですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 誰がというよりも、先程から申し上げているとおり、平成17年10月に、当然合併に伴ってでございますけれども、みなかみ町水道事業給水条例ができた、その条例が根拠であるということですから、誰がというよりも条例そのものだと、先程から申し上げているとおりでございます。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） その条例に地域の組合を編入する場合は、新規扱いするっていう文章はないでしょ。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 何度も、お答えしているとおり、このみなかみ町水道事業給水条例については、町の水道について定めた条例でして、自主的に水道がどうこうという事については特に定めているというふうには意識しておりません。

つまり、町営水道のことを決めている給水条例に従って取り扱っているということで、何らおかしいことはないというふうに認識しております。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） 組合まるごところ、今までこう、やった人を町に編入するという場合には新規として扱うか扱わないかっていうことはきちんと話し合っただけで決めてないんです、議会でも。

で、文章にも編入時については、新規扱いで加入金を払ってもらうっていうふうには文章では書いてないです。明文化されてないんですよ。議会で話し合ったのは、編入するのはOKって言っただけであって、加入金をどうするかどうかっていうのは話し合っていないですよ。それをじゃその新規扱いするって決めたんかって事ですよ。以前は加入金は要らなかったわけですよ。それが合併の時のこの話し合いの中で、これからは編入時については加入金をもらうようにしましょう何ていう話はしてないですよ。

ただ単に金額を決めただけです。だから、以前の慣例で言えば払わっといいんですよ。

それをいつの間にか変えちゃったんですよ。その誰が変えたんかって言えば、本当ならそういうのを変えるのなら、議会でみんなで話し合っ、いろんな条件を見て決めなくちゃいけないに、議会でのそういう細かいとこの話し合いなしに、誰かが決めちゃったってことでおかしいなって思うんさね。

条例については明文化、編入時、組合立、一般、一般家庭が個別に加入するときに8万円払わっというの俺は言いませんよ。それはちゃんと家を引っ越して、家を建てて、それでこれで水道を引く人を8万円、13ミリは払う、それで良いですよ。

だけど、今まで自分たちの努力で水道を引いて、延々と何十年も運営をしてきてお金を掛けてやってきた人たちが、町に編入するときに新規契約と全く同じで加入金を取るなんつうのはおかしいと思いますよね。例えば、2年前に湯宿に引っ越ししてきて6万円払って水道引いた人が2年後にまた何で8万円払わなくちゃならないんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) じゃあもう1点、今のお話に出てきている事実関係について、ご質問はございませんけれども、確認いたします。

池ノ原の簡易水道についても同じでございます。昭和56年に設立されております。

設置後29年が経過していると、運営上の問題が山積している、したがって、大規模改修の必要性に迫られている。もっとはっきり言うと、大規模改修について、自主的な組合では支弁しきれない、については町営水道に加入したいと、これもまた池ノ原も18年7月9日に臨時総会を開催して、全会一致で決定されております。

これについて、18年8月に町と議会に請願書が出され、9月議会で採択されております。これを受けて、20年度、手続きとしましては、県に統合許可を出し、統合認可を受けて、その後の2年間で猿ヶ京簡易水道と池ノ原簡易水道を統合するための工事を進めていると、つまり今、延々と運営されてきたと、確かでございます。どこもやってらっしゃいます。その時に適切な維持管理の所まで順調に出来るかと言うと、非常に難しいところがあり、それぞれの全員の意思決定によって、町営水道という形で運営し、尚かつ改修するのが適切であるというのをそれぞれの自主的な組合がご判断されました。

その事を町が受けることについて、1から10まで聞いていないと仰いますけれども、議会ともご相談の上で、その町営水道に入れるという事について、進めてきたところでございます。したがって、今ご質問のある事を敢えて私の方が整理するとすれば、みなかみ町水道条例の5条なり、6条なり、35条で当然構わないというふうに私は答弁いたしましたけれども、読み方によってはそれでは不十分だというご指摘でございますので、議会の方から条例を修正する条例案を出していただければ、十分検討して、分かり易くするというのも選択肢の一つだと思います。現行の条例で問題ないと思っておりますけれども、町民にとって分かりやすい条例が一番だという今のご指摘であれば、そのような条例というものを議会から提出していただいて、整理いただくのが適切ではないかと、踏み込ませていただきますけれども、敢えてそう言わせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 質問は、2年前に湯宿に引っ越した人が、6万円加入金を払って水道を引いて、2年後に今度は知らないうちに、知らないうちじゃねえか、知ってるかもしれないけど、今度は湯宿水道組合が町の水道になりました、だからまた今度は8万円払ってくださいっていう、6万払って、また2年後に8万払わなくちゃならない人っていうのは可哀想だとは思わないんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 先程から、その点お答えしているつもりですけども、もうちょっと分かりやすく申し上げるとすれば、ある組織に加盟していて、その加盟した時にいくら払った、運営費にいくら払ったということについては全く議論しておりません。

同じく今ご指摘のあった2年前というご指摘がありました。じゃあ5年前の人はどうなんだ、10年前の人はどうなんだという議論は当然出てくると思います。

そこをどこで整理するかという事については、先程から申し上げていますように、自主的に組織する組合が町に、町営水道に入ってくるという事で新規の加入をいただいているということです。

その前の経緯の中で、従前の組織員が長く使っていた人、短い間しか使っていない人、それはこの水道事業に限らずいろんな事について有り得る事だと思います。

先程から申し上げていますように、町営水道に入るということで全ての加入者から加入金をいただいているというのが現状でございます。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 4月以降ですね、湯宿で家を新築する人は8万円払えば水道が来るんですよ、加入金って言って8万円で済むんですよ。

だけど、今まで住んでいた人たちは、自分たちの水道組合に6万円払って、さらにまた今度は新規にまた8万円払わなくちゃいけない、14万円ですよ。それはおかしいんじゃないんですか。例えば、湯宿の水道組合の加入金が6万円だったと、町は8万円なんで差額分の2万円だけ納めてくださいっていう判断もあるんじゃないんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 先程から、申し上げていますように、別組織への加入だということに過ぎないというふうに思っています。

その事が、可哀想かどうか、アンバランスなんだというご指摘だと思いますけれども、それは先程申し上げたとおり、2年前に加入した人がアンバランスで、10年前の人は良いんだということにもならないと思いますし、先程、敢えて、それぞれの水道組合の判断の根拠を申し述べさせていただきました。

大規模改修が必要で、とても維持できないという事が町営水道に加入したいという事の大きな理由だというふうに聞いておりますので、その時のこれは私の判断ではございません。その組合の方々のご判断がそのまま続けて多大な経費を使うよりも町が全般として町営水道の中でやってもらいたいというのが、その意図だったのだろうと思います。

したがって、その時の負担金が加入金がどうこうという議論にはつながらないと思って

おりますし、現実とは違いますが、ある組織から、次の組織に移るときに従前の加入金と、今回の場合については残余財産だとか、組合の貯蓄の処分がどうなっているのか、そこまでは私は承知しておりませんが、もしそれが配分金が生ずるといような組織から、次の組織に移るとい事であったとしてもですね、その時に解散した組織がどのような配分をしたか、あるいはどのような清算金を取ったかとい事については、全く別組織として関与しないといのは当然のことだろうと思っております。

議長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 今の前の町長の返事の中で、議会として条例をやれば良いんじゃないかとい言葉がありましたけれども、それは本当に議会でこの条例、まだ地域の水道はまだありますから、それを今度編入する時っていのがありますから、その条件をどうするかっていのを明文化する、条例、町民が見ても、議員が見てもああこれは編入時についてはいくら払わなくちゃならねえんだなっていのがはっきり分かって、条例に基づいた料金の徴収だなって分かるようにしなくちゃいけない、それはそのとおりでと思います。

湯宿の水道、水道管とかですね、タンクとか、いろいろ財産があります。

その財産を町は無償で受け取ったんですよね。

議長 (久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長 (杉木清一君) 無償で受け取りました。

議長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 湯宿水道については、供給を安定させるために最近ですね、2千万円のタンクを湯宿の人たちの資金によって作っています。

そんなに古くない、最近の話です。水道供給のための施設2千万円作った、それを1円も、なんつうんですか、換算しないで引き取っちゃってる。例えば、遊神館なんかで、町に返すからっていったときに、ロッカーとかいろんな物、冷蔵庫、最初は300万円とか、そういうんで見積もって引き取りましたよね。最終的には50万円ぐらいまで引き下げたと思いますけども。そういう中で湯宿の水道についてはタンク、新しく作ったばかりの2千万円のタンクについても無料で町は受け取ってる。

それをちゃんと公有財産を水源地から含めて、こういう物をちゃんと受け取ったんだから、それを金額換算しましょうってすれば、湯宿の人たちから今回集めた1800万円、185戸から集めた1800万円の加入金についてはほとんど免除してもいいと思うんですよね。

それは今まで湯宿の人たちが、自分たちで金を出して、ボランティアでですね、無償で役員を受けて、いろんな面倒を見て、それからまあ道普請みたいな感じで何日出ろっていことで、無償で出て、水道管を掘って埋めてきたわけですよ。その財産を町が受け取ったわけですから、それを金額で換算すれば、1800万ぐらいの加入金については免除してもいいっていことに当然なると思うんです。そういう事をちゃんと議会でも話し合っ

て、やってですね、この他についてはそういう事もあるんだから、加入金については無償にしましょうつつう話に議会ですて、それからこの町の職員が湯宿の人に話し合いに行けば良かったんですよ。それを、その条件については、議会ではほとんど何も決めないでただ加入するって決めただけで、条件について役場職員と地域の住民が話し合っただけで決めたつつうことに私は問題があると思いますよ。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それぞれ施設を移すときにですね、使える物も、使えない物もあると思います。今、ご指摘のあったのは個別にこういう物があるというご指摘ですし、トータルとして、そういう新しい投資の中で、それで引き続きやっていった方が円滑に組合が回るのだということであれば、今回のような事態はなかったと私は思っております。

尚かつ、今、ご指摘のありましたそれぞれの自主的な組合というのは、いわゆる水道料金の形での支払ではなく、労務提供であったり、協働活動であったり、自らの施設整備であったり、そういう形で水道料金と違う形で負担をし、運営してきたと、それは事実だと思います。

尚かつ、どの水道について引き取るときも、使える物、使えない物があるにしても、現物があるというのは当然のことだと思いますし、今ご指摘があったのは敢えて申し上げると、その中での一つ、これだけはこれだけの金を掛けてすぐ使える物があるよということ特定されていることに過ぎないと思いますので、その事を以て、この先程から申し上げています原則の加入金を変更するということについては、思い至っていない、あるいは先程から申し上げています、徴収根拠である加入金という適応で行政手続き上、全く問題ないと思っておりますし、今のお話について、ポイントを唯一しぼって言うとしたら、加入金を取ると、総額が1800万円になると、その数字について議会で協議すべきだというご指摘かと思えますけれども、その事については条例に基づく執行の範囲内ということ、それは協議することも構いませんけれども、協議していなかったからといって問題だというふうには、私は思っておりません。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 体育館の使用料で電気使うときにはいくらで、電気使わないときはいくらって、そういう所まで議会に来ているわけですよ。

赤沢スキー場のリフト代を年間契約これにします、それから1日はその営業のためにちょっと下げてこれぐらいにしますという話まで議会に来てるわけですよ。

それに比べれば、水道の加入金の問題の方がもっと行政としては本当に中枢部の話ですよ、水道っていうのは。

そこの所の加入金を編入時についてどうするかつつうのを条例で決まって、条例に決まってるって言ったって、条例に書いてねえんですけど、それを決まってるっていうふうに判断して議会でやる必要がないっていう判断は阿久根の市長みたいですよ。

本当に議会でやる必要はねえ、私たちが決めていいんだっていう意見じゃないですか。

さらに言うと、さらに言う前に意見があるんなら聞くか。

そこはやっぱりね、加入金をどういうふうにする条件については編入時についてどうするかっていうのを明文できちんと書いてない以上は、議会に出すべきだったですよ。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 順次、申し上げます。

各種の使用料については条例に書いてございます。これの変更については、条例の変更ですから、当然議会に提案し、条例のご議決をいただく、当然のことだと思います。

再度、読み上げます。

「みなかみ町水道事業給水条例、第35条、水道加入金、給水装置の新設工事、（以下省略します）の申込者から、次に定める額に100分の100を乗じて得た額の水道加入金を徴収する」、先程から申し上げていますように、町営水道に加入する方々からいただいている、条例の適用をきちんとやっている、何の問題もないと思います。

先程、申し上げたのは、編入時という特定事項については、特定事項として意識してやるべきだという事であれば、その意識をはっきりした新しい条例をお作りになる、この中に当然条文を付け加えるのが妥当だと思いますけれども、そういう事が議会活動としてあるのだろうという事と、これを根拠にして加入金を取ったということがおかしいという事を認めたわけではありませんし、この35条の中できちんと規定されている条例に基づいて、執行部が執行したということについて、議会に相談すべきだということについては、適切ではないとお答えしているところです。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） そこに条例に書いてあるとおり、新設工事なんです。

新設工事の時に8万円もらうって書いてあるんです。だけど、今回については新設じゃないんですよ。もう、水源地からの水道管がずーっと引いてあって、メーターを取り替えただけなんですよ、だから、いらないって言ってるんですよ。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 先程から、同じ事を何度も申し上げます。

自主的に運営している水道事業が7つあります。その事業から、町営水道に新設加入したということで、何度も申し上げますとおります。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） だから、条例に文章にあるように新設工事なんです。

世間一般的な常識として、湯宿の水道は町が新設工事をして水道を引いたとは思ってないです、誰も。元々あった水道の所属が変わっただけっていうのが本当ですよ。

だから、条例では新設工事のときに金をもらう、だから、これは私たちの人間としての常識として、あれは新設工事としては全然思えない。今まで引いてきた水の所属が変わっただけ、メーターを取り替えただけなんです。だから、条例に書いてないんです。

そういう事を勝手に判断して、町長と役場職員の方で判断して、議会なんか別に通す必要がないって言って、金を取るっていうのは竹原市長と同じだなと。

だから、2元代表制の話をして今日朝一発目したんで、そりゃそうだと思ったんで、こういう微妙な物こそ町民の利害と役場の利害が反するんですよ。

町民は加入金免除してもらいたい、免除してもらいたいっつう人も居ますし、その2千万円のタンクをちゃんと見積もって、これとして引き取ってくれて言ってる人もいます。

そういう利害、役場はその取る、向こうは取られたくないっつう、利害の調整をするのが議会なんですから、利害調整機関としての議会を利用しないでやっちゃった。だから、私はこれは間違いだと思うんですよ。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) なかなか答弁、さっきと同じ事から、先に出れないのですけれども。

今、島崎議員が仰ったのが、この新規の加入金と、つまり町営水道について、供給先が増えるということは、まさに新規加入だという事で、先程から答えている事ですけども、町の方々にあるいは町全体、町民全体にとって利益がどうかという議論はさておきまして、新規加入という事で手を挙げた人、それは安ければ安いほど良いだろうと、これはそういう感情はあるということについては分かります。

そういうのを調整するのが議員なので、議員によく説明をしてから、そういう行動を起こしてくれという事だろうと思います。

端的に申し上げますと、島崎議員が町民の人から言われる前に、この事について町が新規の加入で加入金を取っている事を知らなかったと、それはけしからんと仰っている事だと思しますので、当然の事ながら、執行部の運営努力としては今後ともどんな問題についても、なるべく前広に、そして議員さんの方にお伝えする、これはいつも心がけている所ですし、本会議、審議会だけでなく、全員協議会であるとか、個別のお話であるとか、関係していらっしゃるという中でも、特に議員さんに集まっていたくという事についてはやっているところがございますので、一般行政として、それをそのように進めるという事については、再度、ここで配慮しながら進めるという事については申し上げておきます。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) あの議会の、議会っつうのが今、世の中にあるんですけども、何で産まれたんかっていうと、王様が勝手に税金を取るのを止めさせるために議会っつうのが出来たんですよ、イギリスとかで。

だから、役場、役場の人、それから、役場職員、町長と一般の普通の町民と力比べすれば、役場の方が強いんですよ。200何十人の機関があつて、予算も120億、そういうものがあつて、いろんな権限を持つてる役場の方が、一般一住民よりも立場がはっきり言つて、力強いんですよ。知識もありますし、何十年の行政経験があるから、理由も言えるし、それに対して一住民の方で役場とケンカしてもなかなか勝てない。だから、今回も地域住民の要望、加入金を免除してもらいたいっつう要望は却下されて、役場の主張、これは新規加入と同じ扱いでもらうんだっつう役場の主張がとおつてるんです。

だから、それは何で議会があるんかって言えば、住民のそういう素朴な意見もちゃんと聞いて、役場の言い分も聞いて、どっちが妥当なんかつつう判断をするために議会がある

んであって、今回については、その役場と住民がもろに交渉しちゃって、もろに決めちゃってっていう意味ではダメなんで、これはまあ白紙に戻して返金ですね。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今のご質問どこか分かりませんが、返すべきだか、どう思うかということであれば、最初に申し上げたとおり、条例に基づいて適切に行政執行しておりますので、全く返還するという必要はないというふうに認識しております。

なお、議会がどう始まったかという事と、今の議会と執行部の話は、歴史的に王様の無駄遣いをコントロールするという事とは全く違っております。

役場職員の対立概念が一住民ではなくて、全体の町民の福祉向上のために執行部も議会も働いていると思っております。その時に個人の一住民という利害と全体利害というものがぶつかることがあります。その調整というのは規則なり、今までやってきた手法等に基づいて執行部がやらせていただいているということでございます。

役場があたかも一つの権力組織であって、それが一住民と対立していると、局部的にはそう見えると思いますけれども、全住民、先程から申し上げていますのは、一番最初に申し上げたように、町営水道というものは、施設の維持管理をしながら、安定的に用水を供給するという事でやってきたと、その中で新しく今の自主的な運営ではなかなか成り立たないと、そういう要望に基づいて、広げて加入していただいて、加入の同意もいただき、それに合わせて、加入金もいただいて、町営水道として取り込んでやっていくということでございますので、その事については、まさに全住民を目的とした行政サービス、あるいは住民福祉の向上というために事業をやっているというふうに考えております。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） 条例の35条に、新設工事の場合は加入金をもらうという文章からすると、私なんかは水源地も同じ、水道管も同じ、で、替えたのはメーターだけと、とても新設工事ではないと常識的に判断して、条例に基づいた徴収じゃあないというふうに判断しています。

そういう中で、いやメーターだけ替えたんでも、これはもう新設扱いなんだっていうことで判断したんは、岸町長ですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 何度も、申し上げます。

町営水道に加入したいと、町営水道というものに、その個別のメーターがぶら下がるということは間違いありませんので、町営水道にとってみると新設工事、何ら疑問の余地はないと思います。

誰が判断したというよりも条例に書いてあることは、そういう事だと申し上げます。

敢えて申し上げますと、編入という概念を持ってくると、これには書いていないというご指摘なので、その事が分かるような条例の作り方、それは当然、有り得ることかもしれませんと、さっきから申し上げているのは、そこまでです。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 質問は、この新設工事というのが、湯宿の編入にも当てはまるというふうに判断して、加入金をもらえというふうに判断したのは、岸町長ですか。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) まさにこれは行政責任論を仰っているのだと思います。

事務担当の誰が判断した、どこでどうやった。さっきから言っていますように、条例に基づいてやったと、その条例に適応できるのか出来ないのかという事について、私は疑義がないと言っていますが、島崎議員は疑義があるのではないかということです。

じゃあそれは誰がやったのだという事になれば、この条例に基づいて、町の行政として執行したわけですから、最終責任はそれは執行部の責任者である私にあると、これは間違いございません。

議長(久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) そうすれば、この編入したのを水道メーター替えるのも、水道、町の水道に入るんだから新設だというふうな扱いにして、加入金をもらえというふうに判断したのは岸町長、それから、2千万のタンクを使ったいろんな施設がある、それを1円もそのなんつうか、受け取る時にちゃんと金額として見積もるわけもなくして無償で受け取る、受け取るつつ判断をしたのも岸町長ですか。

その全然、向こうの湯宿の人たちが、ちったあタンクの事も面倒、お金に換算してやってくれば加入金なんかもほとんど払わなくていい状態になるわけですよ。そういうふうにしてもらいたいなっていう意見もあるんです。そういう中で、それについては1銭も換算できませんっていう判断したのは、岸町長ですか。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 先程から申し上げていますように、どの時点で誰がどう言ったかということではなくて、行政として判断し、行政的に加入金もいただいておりますということですから、行政の最終責任は誰かと言われれば、町長職にある私だと申し上げておりました。

議長(久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 改めていぎますけども、今まで湯宿に住んでた人、池ノ原に住んでた人は加入金プラスまた町の加入金14万円、でもこれから同じ所に住む人は、または湯宿とか池ノ原じゃない地区の人は8万円で住んでる、その不公平じゃないかっていう、それは一般の気持ちとして、そらあ不公平だなと思いますよね。

さらに湯宿なり、池ノ原なりが自分たちのボランティアでずーっと何十年も運営してきた、その間、村営水道については毎年1千万も2千万も一般会計から入れて町で維持してた、村とか町で維持していた。

そういう中で、お金を全然かけずにボランティアでみんなの力で水道を運営してきたのおかげで行政の財政が助かってた面もあるわけですよ。そういう事まで考えて、加入

金の免除っていう所までいかなかったっていうのはおかしいんじゃないかな、さらに言えば、布施宿、それから寺間の方の水道を村や町に編入する時に加入金をもらってないっていう前例があるのに、その前例から何ら、基本的には条例が変わらない中で、今度取るっていうふうに判断変えちゃったっていうのは大変おかしいんじゃないかと、これについては返金すべきだと思いますけれども、どうですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 新生みなかみ町について、旧の新治村、水上町、月夜野町、これの権利も債務も引き継いでおると、これは何度も申し上げたとおりです。

ただし、条例に基づいて、ある時点できちっと整理して、その時点からこういう運営をするよと、まさに詳細に承知していなかったというのは、さっきから申し上げていますように、この条例自体が平成17年10月の条例ですから、合併協議会で議論されてきたものを新生みなかみ町がスタートするために一斉にやらなければならなかった時の条例ですから、当時いらっしゃった議員としても個別に相当の意識を持っていないという事は事実としてあろうかと思えます。

だけれども、条例に基づいてやっているところですし、先程、それぞれの人について、損得というのは差が出てくると、2年前ならどうだ、5年前ならどうだ、10年前ならどうだということもあります。

それについては何度も申し上げていますように、自主的に運営する組合という形での運営を断念して、町営水道の中に加入するという時に、総体として、その方々のご判断されたということですから、その時点において、従前の自主的な組織の権利関係と町営水道の一因であるという事の権利関係については切り離されているというふうに思っております。それは先程から、申し上げているとおりです。

したがって、新しい組織体のもとで、新しい組織に加入される方と、昔から水道を利用し、尚かつ、昔から別組織に加入していたと、その間の負担がどうであったかという事については連携して議論することはできないというふうに思います。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君に申し上げます。持ち時間が残り少なくなっておりますので、簡潔にまとめていただきたいと思えます。11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 地域の水道をですね、編入するという中で、今まで使っていた水道管、今まで使っていた本管、今まで使っていた水源ですね、それからタンク、それを全部利用して、今までと同じ水を飲んでいる人たちを新設工事というふうに扱うという判断は、世間の一般常識から言ってもちょっと無理があると。

それを全部、条例に基づいてるんだ、条例に基づいてるんだと言ったって、その条例には編入した場合どうするかという条文が書いてないと。

合併の協議会で決めたのは、3町村のやるときに、水道料金、金額をどうするかと、加入金をどうするかという事を決めたんであって、その地域の水道を編入する時にどうするかなんて、そんなとこまでは話し合っていないので、それを根拠に条例に基づいてるって言うのは強弁だなと思えます。

やはりですね、行政は行政の理屈があるかもしれませんが、地域の人たちの理屈もあるので、その理屈と理屈の調整を議会でしなくちゃいけないんじゃないかと、そういう中で、今回については議会で細かい所の条件について、全然こう話し合いに加わっていないところなんで、ただ編入するんがOKつつう話だけなんで・・・。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君に申し上げます。
まとめていただきたいと思います。

11番（島崎栄一君） はい。
なるべくですね、早めに返金してもらえれば、有り難いなと思います。

議 長（久保秀雄君） これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。14時45分より再開いたします。
(14時37分 休憩)

(14時45分 再開)

議 長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序2 10番 原澤 良輝 1. 仕事起こしと町活性化
2. 高校通学者のバス定期代の助成について**

議 長（久保秀雄君） 休憩前に続き、一般質問を再開します。
10番原澤良輝君の質問を許可いたします。
10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番（原澤良輝君） 通告に従って、一般質問を行います。

仕事起こしと町活性化ということです。

現在、デフレということで、非常に国民なり、町なりの生活というのは非常に大変になっていると思います。町としても町民への支援が求められているんじゃないかなと思っています。

従来、地産地消という言葉で食育をしてきました。しかし、現在は地域でとれた物を地域で消費する地産地消から、地域で食べる物、消費する物を地域で生産するようなシステムを作るという考えが広がっております。

食育という事も考えまして、子供達が食べる米や野菜などを地元の農家が生産するための調整役というのを農協や商工会、町などがすることで、学校給食と地元農家との連携を強めてはどうかということで、そういう事に町がどういうふうに関わっていくかについて、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) ただ今のお話です。

地域の特に学校給食で地域の農産物を使用するという点で言いますと、平成22年4月から23年2月現在ということで、使用量の実績を見てみますと、月夜野給食センター、新治給食センターを合わせて申し上げますと、野菜関係では、品目によって差はありますが20～50%の範囲となっております。

米については、両給食センターを平均すると36%が地元産だということです。この他にも、地元産の味噌、豆腐、のむヨーグルト、アイスというような地域の特産物も活用しているということです。

今のやつを金額ベースで申し上げますと、約27%が地元農産物の使用代金ということになっています。割愛して申し上げますと、地域の物を使うということにおいて、決まったときに給食メニューに応じて、決まった素材が確実に入ってくるという点の調整が難しいということがあります。

とは言いながら今、校長会、幼稚園、保育園、こども園の園長さん、食生活改善推進協議会長、JAだとか、農業委員会等々に入ってもらって、「食育推進検討会」を設けて検討しております。

一番分かりやすい地元米の利用で申し上げますと、新治給食センターが60%を超えています、月夜野給食センターは11%と低いということがあります。

逆に地元米の仕入れ価格という意味では逆転していると、要するに新治給食センターの方が高いという事態になってはいますが、本年度については月夜野給食センターのお米の地元産の利用を20%にして、今年20%ということで、先程申し上げた団体等が努力してもらっています。

23年度については50%を目指したいということで、これについては直接支援金も予算に計上して、約50万円強なのですけれども、大した額ではありませんけれども、そういうことで、まず何とか努力してもらって、若干なりとも補填を出せば、50%までいくかなということで、まず学校給食で使っている米の50%は地元産にして欲しいと、新治給食センターは60%を超えていますので、これは当面、月夜野給食センターがそれを超すまでは今の水準を頑張ってもらおうということでやっているところでございます。

議 長(久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 各議員がいろいろ食育の問題については、過去にも質問してきています。

町もいろいろ努力してくれているんだと思っています。新治については、婦人のグループなんかも結構、頑張って食育についての県の段階でのピーアールなんかもされているようで、その辺の所は感謝をしております。

やっぱり、地元の物を使おうというときに、やはり品揃えとか、継続性というのが問題になって、そこが一番ネックになっているのかなと思っています。

やはりそれをするのは、やはりある程度、今までは地域の八百屋さんが元気だったときは、それが相当そういう役割もしてくれていたのだなと思っています。そんなんで農協だ

とか、そういう所があんまり頑張っちゃうと、今度はその地域の八百屋さん達を仕事の邪魔をするみたいな雰囲気もあって、なかなか進まなかったなというところもいろいろ聞いています。でも、最近の所は、そういう所もそういうケンカをする元気もなくなってきちゃったんじゃないかなと心配しているわけです。

この間も商工会の所を通過したときにちょっと呼び止められまして、商工会もこういう風な形で地域の人たちが、商店もかみ合いながら、そういう地元の食・農産物を学校給食に使いたいんだけどっていう話も聞いています。そんなんで、そういうところで、やはり地域でどのくらい使うから、じゃあこの使う物をどうやって農家に作ってもらうかなっていう考え方に変えて行った方が良いんじゃないかなということで今回、そういう提案をさせてもらいました。

食料自給率もいろいろ問題になっていて、政府の方は50%という提案をしたのですが、けれども、どうも世の中はその逆に進むみたいなのところでちょっと心配しているところもあるのですが、地域の方からそういう形でやはり食に対する問題と、食育について考えてもらえればと有り難いなと思っています。

65%を目指すと町長が言ってくれているので、それに向かって、またみんなで努力していただければ有り難いなと思っています。

つづきまして、過日、第8回みなかみツーリング・カフェというのがありまして、月夜野地区の政所の高橋農園で開かれたので行ってきました。イチゴを作っているのですが、イチゴハウスの中には、2月の始めだったのですが、群馬県で育成した甘くて甘くて大粒で人気のある「やよいひめ」が真っ赤に実っていました。

参加した水上の土産店の人なんかも、ぜひそれが人気があるので、私の所にも出荷して欲しいと、ついでにお願いしてこいと言われて来たということで話をしていたのですが、もう人気があって、どうもそこまで廻らないと、それから、一緒に行った旅館のオーナーなんかも、ぜひこういう美味しいのだったら、お客さんに食べさせたいなど、そんな声がしておりました。

非常に美味しくて、人気があるのですが、やはりこの時期に作るということは、やはり暖房をしなくちゃいけないので、非常に暖房の経費というのですか、灯油の使用料も増えてきているし、最近は灯油の価格もどんどん上がって来ちゃっているんで、先行きが心配なので、経営に影響するんじゃないかと、コストにも影響するんじゃないかなという考えがしました。そういう事で、そこで暖房についてですね、もう少し違う暖房を使ったら良いんじゃないかと、とにかく暖房でも間伐材を利用して暖房システムを作るという形にすれば、原油価格にも影響されないし、近くで作れるから、そういう形で、木質ペレットとか、丸太を燃やすシステムを使ったそういうシステムを作って農家なりを応援する考えがないか、お聞きします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今、ご指摘のイチゴについて、やよいひめ、群馬のブランドですし、人気が高いというのは承知しています。出来れば、観光の観点からも増やしてもらいたい

など思っています。

今、ご指摘のあった間伐材などを利用した暖房ということです。

調べましたところ、間伐材を利用した暖房施設、キノコ栽培に関しましては、群馬県が平成20年度に緊急経済対策として、省エネルギー施設導入緊急支援事業ということで県も補助を出して、県内で15基導入支援をやったということがありますし、これについて、特養林産物生活活力アップ事業ということですから、キノコ栽培については、まだ導入できるということのようです。あと今、研究開発というお話も出ましたけれども、キノコの栽培施設は比較的溫度管理が緩やかで良いというか、それに比べて、イチゴについては昼夜一定した気温を保たなければいけないという難しさがあるので、安定した燃焼を確保するというので、今の設備でなかなか上手いものがないということのようです。

なお、間伐材の材を直接燃やすという事であれば、経費節減も労力との見合いですけれどもあろうかと思うのですけれども、今、やはり自動的にコンピューター制御で薪の投入をコントロールするとかですね、あるいは今ちょっとご指摘のあったペレットを使うということになると、どうしてもコスト高になるというようなどころがあるので、この辺については実用化が出来れば、今ご指摘のように林業にとっても、農業にとっても良いということなのですから、まだこの技術なら上手く安くできるということはないようですので、ちょっと見守っていきたいと思っております。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) この間、森林整備隊の仕事というのがあったので、ちょっと間伐だとか見させてもらったのですけれども、町は7割くらいが森林面積になっています。

先程、キノコの話も出たのですけれども、丸太で2mとか、そういうでかい丸太をそのまま入れて何時間も一晩中、補給なく燃やせるとか、それからペレットの方は、もう少し細かく調節できるという技術も最近はどんどん出来てきているみたいなんです。

町も桃李館にイチゴの施設を作っていますね。それは一応、栽培というか、試験栽培ということで、町の方も若干援助を入れているんだと思うんです、テストケースというのですかね、そういう形にしているのだと思うのです。

ですから、それは灯油で今までの技術で、そういう栽培の方の技術をしているのだと思うのですけれども、今度は栽培の技術が、完成したっていうのではないのですけれども、この前の話ですと、ある程度の確立をしたのだという言い方をしていましたので、今度はそういうコストを考えたものもテストみたいな感じでやってもらえれば、同じ桃李館の施設を使うとしても、すごい良いんじゃないかなというふうに考えていますけれども、その辺、どうですか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) 今、桃李館の方で暖房に何らかの形で間伐材等が、ペレット経由かどうかは別として、利用できるような施設を入れたらどうかというご指摘だと思います。

今、ご指摘のように、桃李館については、実験事業をやるという場所としては適していますし、必ずしも経済ベースで確実視されなければ入れられないということでもありませ

るので、今のご意見を含めて、桃李館の管理をしているところもありますので、相互に受ける方の主体と実験的にどうだろうかということで、相談してみたいと思います。

とは言いながら、その事を経費、今回は予算で入っておりませんので、対応について、コストがどのくらい掛かるのか、改めて予算も組まなければいけないのか、その辺は検討したいと思っています。

確かにご指摘のとおり、先進的に取り組むのに桃李館を使ってはどうかというのは、一つの視点だと思いますので検討させていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) どうも有り難うございました。

確か12月議会で、イチゴの温室についてという陳情が確かあったのだと思います。

全体としては不採択という形で結論になりました。環境と農業振興、観光振興ですかね、これをコンセプトにして、間伐材を燃焼する温室暖房と、それから、その中には温泉の熱を暖房にするというシステムを取り入れた部分も若干ありました。

そういうふうな感じですね、例えば、たまたま桃李館に行ったのですけれども、そういうのをやるという意識があるので陳情が出てきたのだと思うのですけれども、そういうのも含めた形ですね、まあ農政課もいろいろな補助金の制度を研究していたみたいだったので、そういう形でそういうのが売り物になって、それ自体、物も売ることでも確かなのですけれども、そういう環境にやさしいというか、環境力宣言をしていることでもありますし、そういうのを目玉にしなが、温泉なりを振興していく、そういうふうな考えもあるのではないかなと、こっちの面からどうでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 今、いくつかご指摘がありましたけれども、観光と農業振興と地域活性化と合わせてということですね。

温泉熱の利用、話としてはあるのですけれども、どういうふうに温泉を効率的に利用するのか、つまり端的に申し上げますと、投資と回収、これについては実験的にやるということで、いわゆる公的持ち出しがあっても構わないと思っていますけれども、その規模の問題がですね、分かり易く言うと非常に膨大な投資になるということであると難しいと思っていますので、まだそれについてはこの間の請願陳情がひとまず採択はされていないという状況の中で、研究は続けていますけれども、今すぐこうすれば、合理的にある程度の運営経費でいけるだろうという所まで結論が出ていませんので、その問題についてはまだちょっと先に送らせていただきたい。

具体的に執行部としてこうやるという話については先に送らせていただきたいと思いますが、今、ご指摘のあった熱源として材木なり、間伐材なりという物を利用する、それがどこで町が取り組んでみるのが良いのか、取り組むことに支援するのが良いのかということ、今お話があったところですから、もう少し検討させていただきたいと思っています。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) いろいろ一般質問の問題は、すぐ予算化するとかっていう話ではないので、いろいろ勉強しながら進めていきたいなと考えています。

そんな形で、温泉熱についても、温泉の熱の温度の問題もあるので、その辺の使い方というのは難しいかなと思います。

先程のイチゴの話については、そういう事をお願いしたいと思います。

次に、町内の町営住宅を作るという話を何度かお聞きしました。やはり戸建ての町営住宅だということなものですから、町内建築業者だとか、大工さんだとかが受注できるような形で分割発注することができないのかという事についてなのですけれども。

町を歩いていると、結構「仕事がない」と、また、町の実際にやってる工事現場とか、建築現場で他県ナンバーの車が止まっていて、「下請けも他県に出しているのか」みたいな声がちょっと聞こえたり、苦情みたいな形で言われているものですから、うらの郷に10棟造るという計画がありますが、町の建築屋さんには仕事が回るような発注システムをつくるというふうに考えたときに、町長の考えをお願いします。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 町営住宅の件について、少しふれさせていただきますけれども、まさに今仕事がないという状況の中で、なるべく町内の小規模業者にとというご指摘でございます。

町営住宅は今、11団地569戸あるわけですけれども、ご存知のとおり、高日向の2棟48戸を用途廃止するということですから、それ以降になると521戸となるわけですけれども、全体で見ますと、70戸程度が空いているということで、尚かつ町内北部の3団地については、募集に対しての申し込みも少ないといったようなことで、余っている所と若干キツイ所と地域的にアンバランスなのですけれども。

今、ご指摘のように、柳田団地は平屋建ての2階建ての戸別木造住宅になっていますので、子育て世代に非常に人気が高くなっています。こういう物を、町営住宅トータルでいくと余っているという形になるので、位置的な問題を入れながら、次に整備するという検討をしなければいけないと思っていますし、町営住宅の建設を端的に言うと検討中です。

この間、ご報告したとおりです。若干、具体的な問題で今止まっていますけれども、その方向でやろうと思っています。ですから、さっき柳田団地の例を出しましたけれども、木造住宅で戸建てでいくのが良いのではないかと考えていますので、そういう形になりますと、鉄筋だとか鉄骨造りの中層建築とは違いまして、町内の小規模事業者に参画していただくというのがやりやすくなりますので、それについては今ご指摘のありました発注方法の研究も併せて、今仰ったような目的に合致するような方向で検討しているところでございます。

議長(久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) どうも有り難うございました。

町民が住宅を新築するときとか、修繕するときには町の助成をすることについてということなものですけれども、私も住宅の新築の祝い金制度について、去年の3月議会ですかね、それから住宅の修繕ということについては、阿部賢一議員が去年の6月議会で取り上げて

います。

2月16日に、群馬県労働組合会議との懇談会が町であったのですが、その中の要望事項の一つにも入っていたと思いますし、町からの回答もいただいています。

県内では、これまで中之条町、明和町の2町がこういうシステムをとっていたのですが、新たに東吾妻町、太田市、館林市、みどり市、渋川市の1町と4市が実施することになって、実施している自治体は7ということで、当時の3倍になっております。

全国でも180の自治体の実施をすることになっているのですが、それを検討する自治体も最近は増えてきています。

このような状態の中で共産党としてはですね、この制度の有効性を住民の住宅に対する要望に応えるのだというのと、地域の業者に発注する事で地域経済の活性化ということで、2つの面から取り上げて、全国的に実現に取り組んでいくようにしています。

2月12日、13日の2日間だったので、高崎と前橋、桐生の3市で岩手県の宮古市から実施している講師を派遣してもらってですね、制度の経緯や申請状況とか、地域経済への波及効果などの説明をしてもらいました。

実施の形態については、180自治体あるのですが、各自治体とも同じではなく、地域の実情に合った方法を取り入れてもらっています。

この間、2月16日の回答は、6月の阿部議員への回答をベースに作られたような感じがしていたのですが、その時の状況ともだいぶ変わってきているという認識をしています。何か町長の回答ですと、やらない理由を見つけているみたいな感じだったのですが、そういう理由を見つけるのではなくて、住民の住生活を良くしようという願いと地域の業者への仕事起しをどうしたらできるのかなという形で、町の活性化にどう結びつけたらいいのかなという形で取り組んでいるので、そういうふうな観点から考えてもらえればいいかなと思っているのですが、その辺どうですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 同じ答えになるかもしれません。

議場ですので、改めて答えさせていただきますけれども。

今の現況をよくご存知だと思いますけれども、21年度の新築軒数が、新築49軒、増築9軒、合わせて58軒という状況ですから、地域の木工さんが非常に困ってらっしゃるというのはそのとおりだと思います。

これは総家屋数というのが、人口より多い22,600軒あるということになっていきますので、新築というのは本当に1%以下の率でしか新築されていないということです。

これは少子高齢化の問題だとか、年金の問題、雇用の先行き不安だといったようなことがあって、なかなか多少の刺激策では新築戸数がどんどん増えるということにはならないだろうというふうに基本的には思っています。

その中で、今ご指摘があった明和町の事で言うと、工事費の5%、10万円を限度にするというような話ですし、中之条町と東吾妻町は20万円を限度にして補助するという事です。こういう事になると、計算上は例えば、5%で10万円助成すると200万円の経済波及効果が出るということになるのですが、逆に言うと、本当に5%、例えば、

新築で1千万円の時に10万円程度の助成ということであれば、なかなか刺激策にはならないだろうというふうに思っています。

これは率直にやらない理由だと仰いますけれども、そう素直に思っています。

本当に地域の大工さん、どうすれば仕事が増えるのかということは、真剣に考えていかなければいけないと思っていますけれども、なかなか10万円限度だとか5%だとかということでは厳しいのかなと思っています。

先程、前段で町が直接木造住宅等を発注するというのであれば、地域の大工さんの仕事がダイレクトに増えるという形なろうかと思えますけれども、引き続き、やらない理由ではなくて、検討しなければいけない条件が多いと、これをやればすぐに大工さんの仕事が増えていくだろうというふうにはなかなか思えていないところです。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) どうも、なかなかそこにくると、ちょっと詰まっちゃうんですけども。

確か22000総戸数ですか、住宅数があって、58軒というと、0.25%なんで、1%を切るのは確かです。

しかし、少子高齢化が進んで年金や雇用の問題で、これを解決しなければ先に進めないのだということでは止まってしまうと本当に止まっちゃうので、それを解決するためにどうするかみたいな感じというのは必要なのだと思うんですね。

これ一つだけで全部解決しようと思うとなかなか大変かもしれないですけども、町の発注も増やしながらか、そしてそういう民間の、住宅を直したいのだけれどもお金がないから我慢しているみたいなところを少し肩を押してやると、背中を押してやるというふうな形で転がし出すと、次の最初の一撃を誰がするかみたいなところになるかと思うのですけれども、その辺の所をお願いできれば有り難いなと思います。

やっぱり地元の業者の仕事を増やすのはどうするのかというのがベースにもあると思うので、いろいろ岩手県宮古市なんかも秋田市なんかもいろいろ見学に行ける人もいるみたいなので、いろいろ情報を取り寄せて研究をしてもらえると有り難いなと思います。

本当に辞めていく、農家も跡継ぎがないのだけれども、大工も跡継ぎがなくて困っているみたいなところって結構あるので、その辺のところをお願いしたいなというふうに思います。

同じような質問なのでですけども、新築なり、修繕でも良いのですけれども、町産材を利用した場合も、これにも助成なり、そういうあれを付けるっていう方が良いかなと思いますけれども。

今年は国連が定めた、第2回目なのでですけども、「国際森林年」ということであります。

町の森林についても、戦後、植林した木が大きく成長して、伐採の適期になっています。

現在、県産材を利用した場合については県の方で助成がありますので、それに町産材を使った場合は町も助成するというふうな事にしたらいいんじゃないかなと考えています。

今世紀は、外国の木材が自由に入ってこないという可能性がありますし、小麦だとかトウモロコシの輸入規制なんかと同じで、木材についてもですね、そのまま原料で輸出をし

ないのだと決めた国が、今まで輸出してきた国の中にあります。

この際、町長も森林整備隊の隊長ということでお願いしているのですけれども、夢のある林業にするために、町産材の活用にすることで持続的な林業経営が出来るように、それから大工さんにも仕事がくるようにということでお願いできないかと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 先程の点で一つ追加がありましたので、お話しさせていただきます。

100万円程度の小規模な住宅のリフォームを例えば、5万円の補助金でやってもらうというのはまあ改築がやりたいという人もいるでしょうから、ニーズはあるのだと思いますけれども、そうすると一番金の余裕があって、やりたいと言っている人に町が支援するような形になるので、目的が町内の大工さん、小規模の建築の方を支援しようということなので、施策目的はあると思いますけれども、この辺についてはいろいろな見方も出来ますので、また、議会の皆さん方も入れながら、幅広く検討をするのがどうかなと思っています。

次に、端的に申し上げますと、町産材を利用した場合に助成したらどうかということですが、

町内の産材、もちろん、前段で仰った国際森林年であるとか、あるいは森林整備隊で、名前だけ隊長をやらせてもらって、皆さんに本当に頑張ってもらっているとかですね、森林整備に力を入れて行かなければいかん、林業振興をやって行かなければいかん、あるいは木材生産について、経済ベースに乗るようにやっていかなければ行けない、こういう大きい課題があるというのは重々承知しております。

その中で、端的に言うと、町産材を活用したというのがですね、物流だとか、あるいはどこから材木を仕入れて、どこで生産してどこへ出すとかという形がですね、必ずしも特定されていない、町内の製材業者さんでも、余所の材を入れて、余所に出しているとか、町内の材を加工して余所に出すとか、いろいろな形があるので、県という単位では、先程ご紹介がありましたように、県産材を使ったときに支援するという制度がありますので、これは当然、町内でも利用できますので、利用していただくということですが、町内で生産されて、町内で使用すると、この流通だとか、生産の過程について、そういう非常に狭い範囲でのルートというのを確立するというのは現実的ではないと思われまので、なかなか町産材だから使った場合に助成するという制度は、実務運用が難しいのかなというのが率直なところでございます。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 町産材の件なのですけれども、渋川に新しい森林組合の木材工場ができましたので、一番近くなので、そういう面では非常に利用しやすいのではないかなと、分かりやすいんじゃないかというふうに思っています。

まあそんなことで、いろいろと努力してもらおうという事をお願いします。

つづいて、高校生の通学のバス定期の助成ということなのですけれども。

教育の機会均等の精神ということで、高校生の授業料についても、実質無料ということになっています。11万8800円ということだろうと思うのですけれども。

遠距離通学者については、小中学生についてはスクールバスを無料で運行してもらって非常に助かっているのですけれども、高校生のバス通学の定期代というのも非常に負担が重くなっているのではないかなと思っています。

県下の私立高校の半数が、昨年平均で授業料を20万9千円から24万1400円に上げました。どうしたかという、上げたのですけれども、施設整備費があるので、それを14万9238円から11万7838円に下げて、全体としては同じにしたのですね。

何故したかという、私立高校生への就学支援金というのは基本的には11万8800円なのですけれども、所得の低い世帯には最高23万まで出せるのですね。授業料にそれだけ掛かるとその分だけ助成が増えるので、所得の低い人には使いやすくなるというので、そういうふうな配慮を高校がしたのではないかなと思っています。

そういう中で、バス通学者の定期代の負担というのは非常に高く、例えば、猿ヶ京から後閑駅まで1ヶ月だと1万8400円、これは通学で週日利用という定期なのですけれども、年間だと22万8千円にもなってしまいます。3ヶ月定期というのが5万2440円でそれだとまた少し安くなります。藤原の大芦という地域からだと水上駅までは1ヶ月2万820円掛かるらしくて、年間25万くらいかかってしまうというふうな事で、実質は授業料以上に掛かってしまうのではないかなというふうになって、非常に大きな負担になっています。

さらにまた、後閑駅から沼田までとか、渋川までとか、水上から沼田までとか乗るとJRの定期代も掛かっちゃうというふうな、これも上乗せされます。

水上から沼田駅までだと1ヶ月JRの定期代が6590円、6ヶ月だと3万5620円になります。年額でも7万円ぐらい。後閑駅から沼田駅の場合ですと、1ヶ月だと2970円で、6ヶ月1万6070円、こんな形になりますし、渋川まで行けばもう少し高くなるのではないかなと思います。

やはり教育を受けるためにこんなに負担が違うというか、通勤距離によって、住む所によって違うというのも、なかなか大変だなと思います。

この定期代への負担軽減対策について、やはりこの地域は考えていく必要があるのではないかなと思っているのですけれども、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 遠距離通学者、特にバス利用の部分について通学費の負担が高いというご指摘です。

この間、12月議会で島崎議員の一般質問にもお答えさせていただいたのですけれども、なぜバス利用者だけなのかという所が問題になってくるので、今のご指摘は電車等に比べて、バスの部分の経費が高いというご指摘だと思いますけれども、どういう数字をどう使うのが良いのかと思っていますけれども、それぞれ町内の高校生に通学先が利根商290名だとか、沼校に110名行っているとか、沼女も同じくらいだとか、あるいは前橋方面に合計で180人くらい行っているだろうとか、いろんな数字があって、それぞれ遠距離

の人は通学のためのコストというのは掛かっているわけですが、その中でバスが高いとは言いながら、例えば、渋川まで行っていくら掛かっているのにバスを使っていないと、例えば、町がバス通学に補助金を出したときにカバーできないという事がありますし、その所については前回答弁したとおりなのですが、今議員からもご指摘がありましたように、高校での教育費については国が直接授業料相当分については無償化するという事で支援が入ったところですので、総体的に一年前からすると、子供を高校に行かせるという部分の保護者の負担が減ったところですから、新たないわゆる支援策としてはもうちょっと先に考えたらどうかと思っています。

その時に、機会均等法の問題については、まさしく仰るとおりだと思います。98%の進学率であることで、ほとんど義務教育だという言い方は、これ確かにそうなのですが、とは言っても、やはり保護者と子供の意思で学校を選択し、あるいは高校を選択する、これはほとんど98%選択しているわけですが、そこから先のどの高校を選択するという事にも選択が入っているのだらうと思います。

ですから、これについては、確かに今経済的に困っている家庭、子供というのは非常に多くなっていますから、これを何とかしなければいかんということは、そのとおりだと思います。この辺の状況、特に生活に困窮している子がいろんな条件で遠くまで通学せざるを得ないという状況がどのくらいあるのか、個別に拾ってですね、行政として支援するという事を検討する必要はあると思っています。特別に困っている子、特別の条件にある子、それは分かります。ただし、その実態については、なかなか把握が難しいので、これから教育委員会とも相談をしてやっていきたいと思っていますが、高校進学については奨学金の貸付制度を町でも設けているわけですし、県等の制度もあります。

これの利用率があまり高くないということもありますので、本当に困っている子供たちを高校生なり、高校生の保護者を支援するというためには奨学金を使いやすくするとか、その枠を広げるとかですね、そういう形が良いのかなと率直に思っております。

今、ご質問のポイントと、多少ずれたと思いますが、本当に困っている高校生、保護者を支援しないといかんと、このニーズはあろうと思っていますけれども、そのやり方については、またいろいろ勉強させていただいて、ご相談させてもらって、本当に困っている子に集中させるという事はどうかと思っていますところでございます。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 本当に、JRの定期代とバスの定期代を比べると、本当にものすごくバスの方が高いので、その辺の所というのはちょっと大変だなと。

よく、朝1ヶ月間くらいは7時から8時頃まで駅前で見ているのですが、やっぱり車で親御さんが送ってきて、ずーっとしているの、その信号でばーっと詰まっちゃうような状況が結構あるのです。そんなんでもやっぱり結構、定期代が高いのでそうしているのかなというふうに思って、我々はまあ古い話で申し訳ないですが、だいたい新治にも結構、友達がいたので、みんな自転車で後閑駅まで来ていましたよね。

だから、そういう時代から考えると、ちょっと違うのかなと思っていますけれども、少しそういう手立てをしてあげれば、バスを利用する人も増えるんじゃないかなというふうには思います。そんなわけで、バス利用を促進するということで、環境にもいいんじゃないかと思うので、ぜひそういうふうな考えをしてもらえれば有り難いなというふうに思っています。経済がですね、非常に貧富の差と言うと怒られちゃうのですけれども、やっぱり働く、就職できる人と就職できない人、リストラされちゃっている人、そういう差が出てきちゃう、どうしてもという人は奨学金だとか、そういう制度があるので、町長が言われたのですけれども、やはりなかなかそういうふうな所に手を出すまでにはなかなか行かないのかなと思います。

ですから、そういう制度を作ってやればですね、ある程度、利用する状況があるときは利用してもらえるし、それから、もういきなり子供を朝、時間になったら送っていくという、そういう事もなくなるかもしれないし、農家の人なんかは送ってきて、また行って、それからまた畑に出るっていうのも大変かなと思います。そういう面で、いろいろ検討していただければ有り難いと思います。以上、また検討をお願いしたいと思います。

終わります。

議 長 (久保秀雄君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

通告順序3 12番 高橋市郎 1. 財政について
2. 行政サービスについて

議 長 (久保秀雄君) 次に、12番高橋市郎君の質問を許可いたします。

12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) お疲れとは存じますが、しばらくお付き合いをいただければと有り難いと思います。それでは一般質問をさせていただきます。

財政についてと、通告のように行政サービスについてということで、2点ほど質問をさせていただきます。

まず始めに、財政についてということなのですが、本日、23年度予算が提案されました。123億円と前年度比1.7%の増額ということになっております。

また、本年度予算につきましても、当初121億円から136億円と約15億円の増額になっております。これにつきましては、国の緊急経済対策の結果、まあ国のバラまき政策と言いますか、その結果ということであろうかと思いますが、先程来、町長が発言をされております、平成22年度予算規模100億円という事での達成に非常に不安を感じるのも無理もない話かなと私は思うわけであります。

その他に国の国勢調査が本年度行われました。17年から5年間経過した中で8%強の人口減があったというようにお聞きをしているわけでありますけれども、そういう人口減

が今後、交付税にどのような影響を及ぼすかという点、また町税、公共料金等の滞納が財政に及ぼす影響などを考慮し、平成27年度の合併特例期間終了後の財政運営をどのように考えておられるのかということについて、お聞きしたいと思います。

また、国民健康保険特別会計においても、一昨年ですか、56%の値上げをしました。

加入者につきましても、28%の値上げということで、非常に大きな負担を強いているわけであります。そういう中において、国保会計については順調な運営がされているように見受けられる中で、いわゆる国保税の値下げという声も大きくなってきているのは現実であろうかと思えます。

そういう中で、現状の町の財政状況において、どの程度の国保会計における基金が積み上げておくことが適正なのか、また、一般財源からの繰り入れというものがどの程度までが適正であるかという点について、お聞きしたいと思います。

2点目につきましては、行政サービスということで、お尋ねをいたします。

この件につきましては、先の9月議会においても私、人材育成という観点からお聞きをした経緯があります。また、その時にも申し上げたのですけれども、6月議会において、阿部賢一議員もその質問をしたということの中で、再度させていただきました。

しかしながら、皆さん、ここにおられる、議員の皆さんはあまり承知をしていない事かと思えますけれども、そちらにおられる執行部の町長以下、課長さん、皆さんは私が言いたい事は多分、承知をしている事だと思うのですけれども。

はっきり言わせていただきます。

それは、この間の議会で私が一般質問したときに、裏におられる議員会長、議会運営委員長が、「お前は、少し回りくどい言い方をするから、もう少しはっきり言った方がいいで。」というようなご指導をいただきましたので、はっきり言わせていただきますけれども。

いわゆる、先程来、住民サービス、いわゆる職員の減数をする中においても、より高い住民サービスをするのだという事はかねがね言われているのは、ご承知のとおりだと思います。

しかしながら、阿部議員も私もある事案について、町民から相談を受けて、その事を単刀直入に言わなかった、議会で本来そんな事を言うことが好ましいとは思わなかったのですけれども、遠回しに人材育成ということの中から入らせていただきました。

しかしながら、その事をしたにも関わらず、そういう事を議会でしたにも関わらず、職員が町民に対して、非常に不親切な対応をしたという事案があるわけですよ。

なぜ、私はこんな所で、その事を取り上げる事は、一個人が犯した不祥事であるならば、そんな事は言う必要もないし、言うべきでないというふうに思います。

しかしながら、複数の職員が、その場に居合わせたにも関わらず、その事を出来ない方向に誘導している職員を見過ごした。先程、原澤議員が町長にやらない理由を見つけるとか、何とかという話があった、それは難しい問題だの、予算が必要な場合はやらない理由を見つけることも、これは行政マンとして必要な技術であると私も思います。

しかしながら、窓口で接する住民、町民に直接、接する職員が、やらない理由を見つけて、仕事をしないという事が起きた。この事は非常に組織的な大きな問題だと私は捉えた

のです。総務課長に直に当事者から電話があつて、副町長ともうひと方課長さんが同行をして、その方の家に伺って謝罪をしたという話は、町長が先の全協の中でも発言をされております。

そういった事が行われているという、そんなような事があつたということは、これから職員数240人にするという中において、なおさら不安に住民がなっていることが事実あるわけです。その点について、どう改善をされ、どう再発防止策を講じていくのか、その点について、お聞きをしたい。2点について、お尋ねをしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） まず、財政についてお答えします。

今、ご指摘がありましたように、平成22年度の一般会計の予算総額は補正の時点で、136億円ということになっております。

当初121億円からスタートしましたので、補正予算で合計15億円増額したというのはご存知のとおりでございます。

この内容でございますけれども、今お話がありましたように、国の経済対策等で4億円を計上しておりますし、地方債の繰上償還が7億円あります。これは借金を早く返そうという事ですし、その他の需要増ということで4億円、各種補正等でお願いしたものです。

今の繰上償還と経済対策分の特殊要因というふうに考えますと、増額については4億円、予算総額の実態については、136億円とは言いながら、125億円の規模で運営してきているという理解をしています。

平成27年の財政規模100億円ということで行財政改革行動指針、これを堅持していきたいと何度も申し上げておりますけれども、この時点でのベースというのは、平成19年11月にこの行動指針を策定しております。

この時点で地方交付税が小泉内閣の三位一体改革等で非常に自治体が緊縮財政を行ってきたという時期です。その後、今ご指摘がありましたように、麻生内閣においても、あるいは民主党政権になっても、例えば、子ども手当や新たな経済対策でいわゆる増額という形になっています。こういう段階で、いつまでもこういう形で、国からの交付金が多いとか、あるいは臨時特例債等がどんどん使えるという状況ではないと、何れ緊縮に持っていかなければいけないというのが、国全体でも動くのだろうと思っています。

その時期が来年なのか、2年後なのか、3年後なのか、これは国政の方が非常に不安定でございますので予想は難しいのですが、1千兆円に迫る国と地方の借金残額という事を見ると、早晚、緊縮方向に動くということでございます。

したがって、中期的な視点で100億円の財政規模ということについては、ひきつづき堅持して行かなければいけないというふうに思っていますけれども、この間の例えば、子ども手当、国が地方の行政需要を肥大化させて、その分について地方交付税で面倒を見るとか、臨時財政対策債を発行するとか、そういう状況の中にあつて、みなかみ町だけが財政規模を縮小するというわけにはいかないというふうに思っております。

財政というのは、手段であつて目的ではないということです。行政サービスを維持して

いくために、あるいは現段階において、利用できる交付金等については活用しながら、社会資本整備を含めて、前倒しでやっていくと、もちろん、さっき申し上げた繰上償還ということも必要なことだというふうに思っています。

そういう事で今、公債費や人件費について、特に一本算定になります28年度以降に軽くしておくための措置というものは今やっておく必要があるだろうということですから、単年度当たりで先程ご説明しましたように、今年度予算についても公債費が増えておりますし、新規発行分の地方債についても償還期間を非常に短くしておりますので、その償還というのが年度で言うと大きくなっていくということがあります。

あとは今、国勢調査等々によって、地方交付税の見通しはどのようなのだというご指摘がありました。今、現時点での地方交付税の見通しですけれども、地方交付税の総額が1兆7千4億4千億円弱、前年対比4799億円の増額ということでございますので、マクロで見ますと、平成23年度の地方交付税は増額するというところでございます。

この辺については、交付税が基準財政需要額から、基準財政収入額を控除したというような事で計算されますので、計算上はいろいろな計算の仕方がありますがけれども、何れにしても、国勢調査結果に基づく人口というのは、単位の一つとして用いられておりますので、国勢調査によって人口減、数字で申し上げますと、国勢調査ベースで比べると、速報値でわが町の人口が、21,336人、前回5年前の調査に比べると約2千人減少しているということですから、これがどういうふうに基準財政需要額に跳ね返るかということですので、さっき申し上げましたように、人口というのは算定要素の一つですけれども、算定基準事態が非常に極めて複雑、難解に行われているということと、算定基準が必ずしも全て公開されていないということもありますので、推計がなかなか難しいと思っています。

ただし、予算を組むときにどうしたかというのは、予算を組んでいますので、これについては先程、数字にも出ておりますけれども、基準財政需要額を約74億5千万円と見積もった中で、財政規模で言いますと、前年度対比で約4億円減ということを見込んでやってきているということです。したがって、これがダイレクトにどこに出ているかと言いますと、22年度の普通地方交付税の決定額は46億円に対し、23年度の予算に計上した地方交付税については42億円ということで、ここで4億円を減額して平成23年度の財源内訳等をしているところでございます。

あと、町税・公共料金の滞納状況、これが財政にどう響くのだというお話もあったかと思えます。これについては、ちょっと数字ばかりで申し訳ないのですが、調定額が49億1603万円、それに対して収入済額が39億5330万円ですから、収入未済額という意味で言うと、9億4931万円になっているというのが現況でございます。

分担金については、500万円の未収金、負担金については、保育園保育料88万円、学校給食費負担金で888万円、使用料においては、町営住宅使用料で1830万円といったものが未収金でございます。非常に大きくなっております。

税金の滞納というのは、国民の義務が果たされていないということで、サービスによって受益に応じた負担が生じるという中で、特に税や負担金を財源として、各種の福祉サービス、学校運営等、様々な行政サービスを行っておりますので、これらの行政サービスの

収入が少なくなる、未収金が多くなるということについては、行政サービスの低下につながってしまうということは確かでございます。

また一方、滞納が生ずる度に、公平性の観点からも、徴収をしなければいけない、この経費が嵩むというのも事実でございます。ますます財政運営も厳しくなってくるということもございますので、未収であるとか、滞納というものについては、毅然とした態度で対応していく必要があると考えているところであります。

あともう1点、国民健康保険特別会計、どのくらいの額が基金残高として適切なんだというご指摘がございました。これについて、法令等で定まっているわけではございませんけれども、文書にはなりますが、「財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて十分な基金を積み立てること」というのが決まりのようでございます。

これが実際にはどういうことかということになると、群馬県が過去3年間の支出額平均の5%を基金の基準ということで町村に示している数字がございまして。この基準というものを使えば、みなかみ町の場合、平成22年度で約1億600万円の基金残高というのが、今申し上げた県が言っている過去3年の支出平均の5%ということになります。

現在の基金残高は、よくご存知のとおり、約2億2千万円ございまして、県の基準は上回っております。

なお、これについては何度もお話してきているところですが、この間一般会計から20年度に1億8千万円、21年度に7千万円、合計で約2億5千万円の法定外繰出金が措置されているところですから、ちょうど今申し上げた基金残高と法定外繰出金、合算すると、ほぼ同水準ということになっています。

ですから、実質的に国保税等で基金を積み上げたという状況ではないということになっております。

ここまで、間が若干長くなるので飛ばしましたけれども、概ねご質問についてはカバーしたかと思えます。

1 2 番 (高橋市郎君) あと一般会計の繰入額が、どの程度ならばいいのか。

町 長 (岸 良昌君) はい、分かりました。

一般会計からの繰入の適正額というものについては、法令で定められているところでありまして。

毎年度、ルールに従いまして、法定内繰入金として一般会計で措置しているところですし、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、福祉医療費削減分繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、それぞれの算定根拠に基づいて算出しております。

ですから、法定外繰入金については、法定外繰入金は法定外ですから、財源不足が生じた場合に特別な支援策として入れていくというので、例外的な措置だと理解しているところでございます。

また、行政サービスという観点から、具体的なお話がありました。

これについて、町にどういう意見や苦情が来ているとか、ホームページで、どうご意見箱にもらっているとか、あるいは各種の窓口等々でどういう苦情があるかということについてはありますけれども、今ご質問がありましたように、職員の対応等への苦情につい

ては数で言いますと、具体的に3件が22年度で寄せられてきているということがあります。

職員の対応の苦情については、挨拶、接遇、あるいは内容的に連絡調整の不手際であるとか、答えが出せるものを出さなかったといったようなことがあります。

そのような苦情については当然、担当課で掌握しているのと窓口で掌握しているのがありますから、それについては対応策を講ずるということですが、早急に対応する必要があるということですね、課長会議でその対応については周知徹底したところでございます。

具体的には、その対応窓口の上司が苦情に至るまでの経緯を本人面談を含めて内容をきちんと確認する、そして対応した内容について精査し、その原因について分析し、本人に原因がある場合については、本人に対して反省を促すということで、同じような問題がそれから以降起きないように対応するというところで指導してきているところでございます。

具体的にどうしたということについては、先程、議員の方からお話がありましたし、そのような形でやっておりますし、課長会議等で同じ事例等について起きることがないように全職場について連絡し、対応の仕方についても今申し上げたようなことで周知徹底したところでございます。

議 長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 財政についての話の中で、滞納、まあ子ども供手当を給食費なり、保育園の保育料なりの、子ども手当からの、その料金の滞納分を差し引くということは町として出来るのですか、出来ないのですか。

議 長（久保秀雄君） 子育て健康課長青柳健市君。

（子育て健康課長 青柳健市君登壇）

子育て健康課長（青柳健市君） 現在では出来ません。

今、それを出来るように法改正したいということで、国の方は考えているようでございます。

議 長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 前任期の議会において、行財政改革特別委員会がありまして、施設の統廃合の答申をしていることがあります。

その後、公共施設の統廃合検討委員会が設立されて、その検討がなされておられると思うのですが、この行動指針にはAランクからDランクということで出ていますけれども、それ以後の検討結果で廃止と決定された施設はどの程度ありますか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 先般、申し上げましたけれども、指定管理のあり方、あるいは公的施設について、どういう管理が適切なのか、現行、指定管理に出ているから、引き続き指定管理ということでもなく、改めて線をきちんと検討しようということでやらせていただいております。

その時のベースは、今ご指摘がありましたように、行財政改革の中で検討された公的施

設の統廃合というのが前提になりますけれども、その後の状況であるとか、社会的変化に伴って進めていく必要があると思っています。

原則ではありますけれども、そのとおり計画どおりに進めるということではないと思いますし、改めて全体の中で今指定管理の施設の検討ということで申し上げましたけれども、その中で再度検証していきたいと思っています。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) さっきの一般質問で、中島議員が幸知小学校と第2保育園の施設を撤去して欲しいという話があったと思います。

私が住んでいる名胡桃地区におきましても、町営プールが廃止にされております。名胡桃分園も廃止をされております。そういった廃止をされている施設、これはその前に私も後閑の衛生センターの撤去をいつするのかというような一般質問もさせていただいた経緯があります。

財政がこれから大変厳しくなる、そういう中において、そういうお荷物を積み残して、次の世代に引き継ぐというのは大変にいけないことだと、私は思います。

そりゃあ財政が厳しいから、出来るときにやりますというのが、この前の町長の答弁だったと思うのですが、そういう事は当然の話かもしれない。しかしながら、計画性を持って、一つでも二つでも片付けていかなければ、5年間で人口が8%減るとい、あとの5年間、合併特例期間を過ぎた後の5年、平成27年までにあと8%減るとすると、2万人を切りますよね。

そういう事になると、一人当たりの負荷というものは、それだけ大きくなる、そういった町に住んで下さい、若い人に来て下さい、一つの足枷になるというように考えるのです。

やはりそういう施設を一つ二つ片付けていくために、基金の創設をして、それに備える事の必要性を感じますが、今回も基金創設を2つしましたよね。そういう事は可能なのですか、そういうおつもりはございませんか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) 今、ご指摘がありましたように、施設を壊すというものについて、非常にコストが掛かるということです。

尚かつ、これについては交付金、補助金等々の制度がないという中で、この間もお答えしましたように、もし後の施設利用が決まっていれば、取り壊しについて交付金なり、補助金という可能性もあると、今までの制度がそうでした。その辺を見ながらということも申し上げましたけれども、今ご指摘のように、何れ壊さなければいけない物を壊さずに後に送るといのは、負担を後に送るといことと同等でございますので、財政は厳しいとは言いながら、先程からお答えしていますように、先に行けばもっときつくなるのだろうということですから、計画的に除去していくというのは正しいと思います。

ただし、どうしても物を撤去する、除去するというものについて、どうしても優先順位が遅れてくるというのが実態でございます。

但し、先々の財政を考えて、なるべくやっておかなければ行けない、そのとおりだと思

います。もう一点、最後にご指摘がありました、それに向けての基金造成はどうかということになりますと、逆にさっき申し上げましたように、今までの借りている地方債の償還を前倒しでやっていくと、つまり借金を減らしておくということが、先々に使うために取り壊し用の基金を積み上げるということよりも、直接的に有効なのかなというふうに思っております。

今、高橋議員の基本的認識については、認識を共有するところですがけれども、実際に不急不要の物を早急に壊すということについて、多くの人の理解をいただくということについては努力が必要なのかなと思う次第でございます。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 何れにしろ、地域においては、そういう物はなるべく早く綺麗にして欲しい、そうでないと、例えば、名胡桃幼稚園を一つの例にしても、旧下牧分園跡地にしても草茫茫々になっている、非常に見た場が悪いということになっているのです。

それはそれとして、現在の、先程もちょっと答えがなかったように思うのですがけれども、公共施設の統廃合検討委員会というのは現状もありますよね。

議長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) あります。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) これによると、いわゆる行財政改革特別委員会、これは今はもう解散しているのですがけれども、速水議員が委員長で大変にご苦労なさってまとめてくれたという経緯があるのですね。

ここにも書いてあるのですがけれども、60施設の統廃合が必要だということをお答申をされましたけれども、現状35施設ぐらいというような事になっているのですがけれども、統廃合検討委員会において、現状どのような会合がなされ、どのような検討がなされているか、お願いいたします。

議長 (久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長 (木暮 勤君) すみません。先程、あるって言いましたけれども、これ当時ありましたが、今は解散してないそうです。すみません。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 無いというのは、目的を達成したから解散したのか、自然消滅したのか、どちらですか。

議長 (久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長 (宮崎育雄君) 確か、行革推進室が出来るまで、総合政策課の中で行政改革を担当し

ていまして、その時に公共施設統廃合の委員会を立ち上げて検討した経緯があります。

最終答申ということで、町長の方に答申をして、そこで解散をしたということで、その答申を受けて、今後、どうすればいいかというのは各担当課、施設を持っている担当課で検討していくという事になっております。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) その最終答申は議会において説明がありましたか。

議長 (久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長 (宮崎育雄君) ちょっと、記憶がないのですけれども、行動指針の最後のところに、その所にちょっと触れて書いてあると思うのですけれども、はい。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) いわゆる最終答申を出したということになれば、目的を達成したからという解釈でよろしいかと思うのです。

俺も記憶が定かでないもので、そういう質問をさせてもらって申し訳なかったのですけれども。その事について、各課でということになってくると、果たして、それが進捗するかどうかということが不安になるわけですけれども、どのように、当局は、今度は各課で対応をしてやっていくのだという事だと思うのですけれども、どういうように今後進めていくかということについて、やはり、そういうものは各課でなくて、集約した議員も入れたそういう組織の中でやっていかないと、地域の実情はもちろんあるし、その思い入れもあるし、しかしながら、そういう財政状況の中においてはやむを得ないという住民の納得がないと出来ない事もありますよね。

これについては、そんな事を言うとあれですけども、例えば、名胡桃のプールの廃止につきましても、いろいろな経緯を、青木課長はご存知ですけども、そういうものがあるわけですよ。

ですから、そういう事を各課でやるのだからという事で済ませておけるのかどうかの事について、町長のお考えをお願いします。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) 先程の検討委員会の答申、最終報告についてが、先程も申し上げましたけれども、統廃合の考え方の原則になると、これは私も思っておりますし、特にこども園、幼稚園の問題等々については頭の中にたたき込んでおります。

その他の施設についても承知しているところでございます。これについて、具体的な動きについては、所管課の意見というものをまとめる必要がありますけれども、さっきお答えしているように、指定管理のあり方を含めて、公的施設として残すべき物、そうではない物、これも横断的に検討する必要があるということで、組織の所にまだご説明していませんけれども、総合政策課の中で、企画振興グループの中でですね、テーマを設けてやっていきたいと思っています。

横断的にはそこでございますし、今議員からご指摘がありましたように、そこである程度の基礎的な考え方、整理の指針等々が出来ましたら、具体的なものに反映する前に議員さんも入っていただいた委員会というような形の検討も必要かというふうに思います。

今、基本的条件、考え方を整理するところですので、その後の段階で地域の実情等も加味するという視点から、議員の代表の方に参画いただく委員会等を設置するということについても、考え得ること、あるいは考えなきやいかん事だと思っております。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) それでは次の行政サービスについての再質問をさせていただきます。

やはり、この前の一般質問の中に、いわゆる人材育成という事に取り組んでいると、職員が14人のチームを作って、それに非常に取り組んでいると、その事がなかなか職員の間浸透していくことがなかなか難しいのだという話を伺ったわけです。

やはり、ほとんどの職員の方、ここにおられる方は、職員を管理する管理職の方ですよ。殆どの職員が、一生懸命仕事に取り組んでいることは私も認めるところであります。しかしながら、一番住民と接する職員が町民目線で町民と接せられないような職員教育がされているということ、これ民間ならね、民間の商売をやっている人なら、この店に行ったら感じが悪かったから違う店に行けば良いんだからいいんだよ、ところが役場の用事というのはそういうわけに行かない。

それで届出に言った事がそんなに難しい話じゃないわけですね。本当に単純に、週に何回か、毎日はないでしょうけれども、週に何回かはあるような手続きなのです。

そんな事が出来ねえって言われて、その住民の人は帰った。帰ったけど、どうにも腑に落ちないから、二三の知り合いに聞いたら、そんな事は出来るに決まっているじゃないって言われて、その挙げ句に俺の所に相談があったわけなのです。

それで俺がたまたま用事があったから、これは1月17日なのですけれども、その現場に行っただけですね。そしたら、その現場の職員が出来ますから、また来てくれるように話して下さいというので、行ったら、素直に出来たそうなのです。

「手続きが出来たから、良かったんね。」って言ったら、「余計によくねえ。」って言って怒っているわけです。何で怒っているんだと思ったら、14日にその人が行った時に、その職員もその場にいたのだというのです、3人居たのだそうですよ。

複数の人間が居て、「出来ない。」って言った人を制止して、「そんなことはないですよ。出来ますよ。」って、なぜその場で言わなかったのかと、それが大きな問題だと思うのですよ。

そういう職員間の人間関係がそこにあったとしたならば、そのとぼっちりが町民に行くのだから、そんな馬鹿げた事がどこにありますか。

「はあ二度とその役場には行きたくねえ。」って、その人は言っていますけれどもね、そんな訳にはいかねえやさ、役場だから。

独占企業なんですよ、役場の仕事というのは。これは収益を上げる、最近「行政経営」ってここにも書いてあるのですけれども、運営じゃなくて経営って書くのはどうして

かなって俺、腑に落ちねえもんで後で財政の誰かに教えてもらおうと思っているんですけども。

やはり選べない、選べるところに皆さんがお客さんが選んでくれる職場にいたのだったら、俺はどういう対応をしたって良いと思うのですよ、どういう対応をしたって。

だけでも、町民は選べないんで、その窓口にはしか行けないのですよ。その町民に、温かい手を差し伸べてやれないような職員体制があったならば、いくら人材育成だ、何だなんて言ったって、ダメですよ、これ。

もう少し、気を引き締めて、そういう事に当たるという姿勢がなければ、しかもそれが初めての話じゃないわけですよ。阿部議員に聞いたら、前にもそういう事があったんだという。それだから一般質問したのですよ。その時はそういう単刀直入、俺みたいなバカじゃないから、遠回しに物を言って、やわらかくオブラートに包んで、ものをしゃべった。

俺は単刀直入にしか、ものがしゃべれねえから、こんな言い方をして、議場にふさわしくねえ言葉かもしれねえけれども、そういう事が現実にあるという事を管理職の皆さんはきっちり捉えてやって欲しいと思うのですけれども、いかがですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) まず、質問の本論を外れるのかもしれませんが、人材育成についてはですね、人事評価という事で、これはあるべき職員像、それぞれの水準、個人に合わせてテーマを立ててもらって、それを実現する手法という事で、本格的に研修に取り組んでくれていますし、こういうものの効果というのは徐々に現れて来るところだと思いますけれども、職場全員、町の職員全体としては人材育成、人事評価に非常に積極的に熱心に取り組んでくれているという認識を持っています。

さて、具体的な話で、今のお話はルーチンの話の処理について、間違っているという事は窓口にあってはならないという事だと思います。それはそのとおりだと思いますし、その組織について、相互のチェック、あるいは住民サービスの視点から対応するという点が欠けておったというご指摘だと思います。

これについては具体的に聞いておりますし、先程、高橋議員が仰ったように副町長にその具体的処理にあたってもらったところです。その重要性というのは、重々認識しているからこそ、そういう対応をしたところでもありますし、こういう事案について、先程、申し上げましたように、再発、再度起こる事がないようにということが、処理の原則ですけれども、とは言っても、人が対応し、尚かつ多様な町民ニーズがあって、今ご指摘があったように、極めてルーチン的で、いつもやっている事務の取り扱いが、その時の気分によって変わったというのは全く困った、けしからん、遺憾な事だと思いますけれども、そうでない事案というものもあるので、苦情というのは今後ともあるのだと思います。

そういう時に、間に立っていただいて、あるいはその実情を把握してという事で、また議員の皆さん方のご意見なり、情報もいただきながらですね、適切な職場が作れるようにそれは努力していきたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

1 2 番 (高橋市郎君) 町ではまちづくり基本条例を制定されました。

この中に、町長の責務の3と、町の責務15条の3、これをもう一度、職員皆さんと町長がお読みになっていただいて、町政に取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一点、ちょっと外れるかもしれないのですが、町長は「町長と語る会」をなされました。様々な意見、だから行政サービスのことだから、この辺、拡大解釈してお話しをいただきたいのですが、

「町長と語る会」が町を一巡されたということですね。そういう中で、どのようにその事の効果があったかなという、またどのような事があったかなと、私たちはその事について、町長からいろいろな話をまだお聞きする機会がないのですので、50分ですから、あと10分くらいあると思うので、お聞かせいただければ有り難いと思いますけれども。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) ちょうど、昨年2月から11月末にかけてやらせていただきました。

町内18箇所ということで、行政区は59プラス1で、60ありますので、3つの区ぐらいから集まっていたということをやってきたわけですが、職員の対応の問題もその中には含まれておりました。そしてまた、企業誘致、特にヤマキで何人どうなったんだいというような事を含めてありましたし、個別には除雪についてどうだという個別のお話も聞かせていただきました。

それから非常に幅広く捉えると、観光振興の話になりますし、旅館なら旅館、あるいは食べ物屋なら食べ物屋でいろいろなご意見はいただきました。

具体的な話だと、あそこの除雪を何とかこういう事で出来ないのかと、それともゴミ袋が高いと、これはもう何箇所かで出ました。そして、具体的にはここの舗装が昔からの懸案で残っているというお話はありました。というような事で、非常に具体的な話が色々ございました。あとは、高橋議員にも会場に来ていただいて、先程から出ています名胡桃の廃止の経緯、これについてまだ、高橋議員が経緯から処理方法からよく知っておられたので、ご説明していただいて、私も理解したところです。これらについて、整理して課長会議で報告したというのもありますし、その時々、こういうのを聞いたのだけれども、具体的に何だいという事で処理できるもので早急に処理したやつはあります。

というような事で、あの時ですね、その場に来ていただいたという方に、他の場面、例えば、町の文化祭であるとか、そういう所でお会いすることもありますので、答えの出るやつはそういう時に話させていただいていますし、そうではなく共通的にあそこでも出た、ここでも出たというものについてはですね、解決する方法なんだろうということで行政計画に乗せていくということを心がけているところです。

具体的にこれがして、あれがしてというお答えにならなくて申し訳ありませんけれども、私としては随分、それぞれの地域の課題、そして地域の歴史とか文化とかですね、具体的にいうと、名胡桃のプールがいつ何時になってという細かい歴史も含めてですが、だいぶ勉強させていただいて、一つずつ町づくりの中に、私の判断の中に、あるいは自分の考え方を再度、その地域の方々、議員さんも含めてですが、お返しする時の参考として、非常に重要な情報がたくさん貰えたというふうに思っているところです。

新年度につきましては、違う形ですね、町の人声を聞くというのはどういう方法が良いのか、言ってみれば、この間の、昨年やりました町長と語る会でおいでいただいたような、いわゆる層として、別の方に多く来ていただくやり方はどうかという事で今検討しているところでございます。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 本来、一般質問というのは、こう品のある、上品な質問をするべきだというふうに指導をいただいているのですが、今日は少し、あまり皆さんに耳障りな事で申し訳なかったなと思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久保秀雄君） これにて12番高橋市郎君の質問を終わります。

議長（久保秀雄君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散 会

議長（久保秀雄君） 明日、3月3日は午前9時より、引き続き一般質問を再開いたします。本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 16時15分 散会 ）